

CCAj News

Vol. 257
・ 258
2018年
8・9月号

地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧

『地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧』をお届けします。ご活用ください。詳細等は、各自治体連絡先までお問い合わせください。

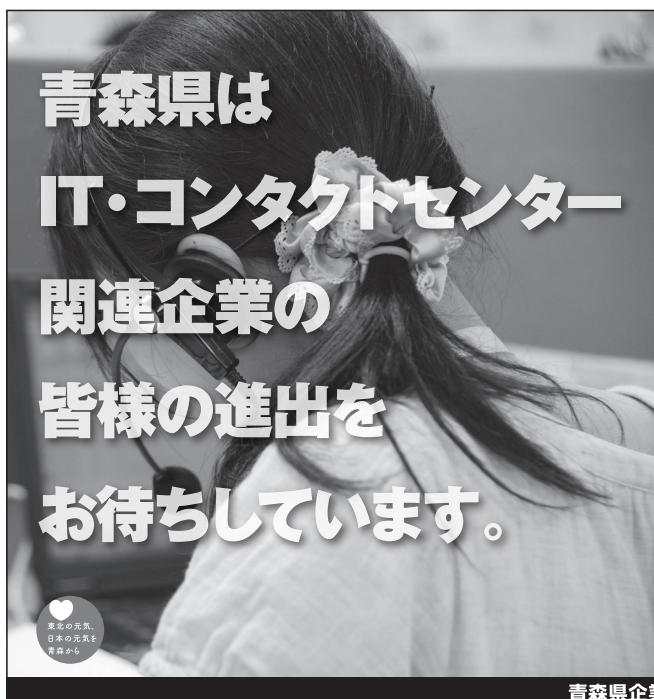
◎掲載自治体一覧（全 163 自治体） ※ 太字は助成制度のある道県

北海道	八戸市	鹿角市	郡山市	能美市	和歌山県	山口県	東かがわ市	佐世保市	山鹿市	日出町
札幌市	五所川原市	山形県	茨城県	津幡町	和歌山市	下関市	三豊市	島原市	宇土市	九重町
千歳市	十和田市	山形市	水戸市	穴水町	田辺市	宇部市	土庄町	諫早市	大分県	宮崎県
函館市	三沢市	米沢市	千葉県千葉市	珠洲市	白浜町	山口市	多度津町	大村市	大分市	宮崎市
岩見沢市	むつ市	鶴岡市	新潟県新潟市	内灘町	島根県	周南市	愛媛県	平戸市	別府市	延岡市
美唄市	つがる市	酒田市	佐渡市	志賀町	岡山県岡山市	徳島県	松山市	松浦市	中津市	都城市
滝川市	平川市	新庄市	上越市	宝達志水町	広島県	徳島市	高知県	対馬市	日田市	日向市
旭川市	五戸町	上山市	加茂市	山梨県	広島市	美馬市	室戸市	宍道市	佐伯市	日南市
留萌市	三戸町	村山市	胎内市	甲府市	呉市	三好市	南国市	五島市	津久見市	小林市
北見市	岩手県盛岡市	尾花沢市	五泉市	長野県長野市	尾道市	東みよし町	福岡県	雲仙市	竹田市	串間市
帯広市	宮城県	南陽市	石川県	岐阜県	福山市	香川県	福岡市	南島原市	豊後高田市	鹿児島県
釧路市	名取市	朝日町	金沢市	岐阜市	三次市	高松市	北九州市	新上五島町	杵築市	鹿児島市
青森県	秋田県	大田町	七尾市	大垣市	東広島市	丸亀市	久留米市	熊本県	豊後大野市	薩摩川内市
青森市	秋田市	福島県福島市	小松市	静岡県静岡市	安芸高田市	坂出市	長崎県	熊本市	由布市	奄美市
弘前市	横手市	会津若松市	加賀市	奈良県	府中市	さぬき市	長崎市	八代市	国東市	全 163 自治体

自治体	●事業名（期間）	対象要件	助成内容／限度額
北海道	●北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成		
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：市町村が行う立地助成措置の対象であること ※ 投資額 2,500 万円以上 ・雇用増 5 人以上（補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増（2 人まで）を含むことができる） ※ 市町村でコールセンターの立地に対する助成制度がない場合は、北海道の助成も対象外となる	○ 助成内容 ・投資額の 4% 【企業立地促進法適用地域又は地域未来投資促進法適用地域】 新設の場合のみ：投資額の 8% 限度額：1 億円 通算限度額：3 億円 ・雇用増 1 人あたり 50 万円（6 人目から支給） 限度額：5,000 万円	
	【連絡先】北海道経済産業振興局産業振興課 TEL 011-204-5324 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index.htm		
札幌市	●札幌市コールセンター・バックオフィス等立地促進補助金		
	対象業種：インバウンド・コールセンター、バックオフィスで、主に北海道外の顧客・企業等に対するサービスを行うもの 補助要件：（新設）・20 名以上の新規常用雇用（増設）・2 年間で 20 名以上の常用雇用者増かつ 2 年間で 20 名以上の正社員増 ・事業所の増床、または市内に新たな事業所の設置 ※ バックオフィス：企業等の事務管理業務等の内部事務や業務支援サービスの提供を集約的に行う事業	（新設）交付額：新規常用雇用者 1 人あたり 10 万円 / 年（正社員・障がい者は 50 万円 / 年） 限度額：1,000 万円 / 年 交付期間：3 カ年度 （増設）交付額：正社員・障がい者の増加 1 人あたり 25 万円（ただし、常用雇用者の増加人数分を限度とする） 限度額：1,000 万円	
	【連絡先】札幌市経済観光局立地促進・ものづくり産業課 TEL 011-211-2362 http://www.2city.sapporo.jp/invest/subsidy/call-back.php 札幌市東京事務所 TEL 03-3216-5090		
千歳市	●千歳市工業等振興条例に基づく助成措置（コールセンター業に対する助成措置）		
	投資額に対する助成 1) 新設・増設 ・投資額：2,500 万円超 ・対象地区：指定工業団地、指定地区 2) 設備の更新 ・投資額：2,500 万円超 ・市内操業 5 年超の中小企業者 雇用の増加に対する助成 1) 新設・増設 ・投資額：2,500 万円超 ・常用雇用者の増加数：3 人以上 ・対象地区：指定工業団地、指定地区 2) 賃借施設での開設 ・開設時の常用雇用者：10 人以上 ・対象地区：市街化区域 開設に対する助成 1) 賃借施設での開設 ・開設時の常用雇用者：10 人以上 ・対象地区：市街化区域	投資額に対する助成 1) 新設・増設 ・固定資産税相当額 2 年間交付 ※ 常用雇用者の増加数 3 人以上の場合 3 年間交付 < 合計限度額 2 億円 > 2) 設備の更新 ・固定資産税相当額 2 年間交付 < 合計限度額 2 億円 > 雇用の増加に対する助成 1) 新設・増設 ・増加となる常用雇用者（6 か月以上市内居住者） 1 人につき 30 万円 / 1 回限り 2 年間交付 < 合計限度額 3,000 万円 > 2) 賃借施設での開設 ・常用雇用者（6 か月以上市内居住者） 1 人につき 30 万円 / 1 回限り 3 年間交付 < 賃借料助成との合計限度額 1,000 万円 × 3 年 > 開設に対する助成 ・賃借施設賃料（1 万円 / 月・坪上限） 3 年間 100 分の 50 < 雇用助成との合計限度額 1,000 万円 × 3 年 > ・研修費 開設時（1 人 20 万円 / 1 年以内） < 限度額 500 万円 >	
	【連絡先】千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係 TEL0123-42-0522 http://www.city.chitose.hokkaido.jp/yuuchi/		
函館市	●企業立地の促進に関する条例に基づく助成制度		
	①投資額を基準とした助成 ・製造業・自然科学研究所・ソフトウェア業等・データセンター事業 ・コールセンター事業・国際物流関連事業・デザイン業・植物工場 投資額 2,500 万円以上、雇用増 5 人以上 ②雇用増を基準とした助成 ②-1 データセンター事業・コールセンター事業 雇用増 5 人以上、新設のみ ②-2 ソフトウェア業等・デザイン業 雇用増 3 人以上、新設・増設	①投資額を基準とした助成 ・函館臨空工業団地、函館テクノパーク、函館港町ふ頭港湾関連用地に立地する場合 雇用増数に応じて投資額の 5 ～ 25% を助成 ・上記以外に立地する場合 雇用増数に応じて投資額の 2.5 ～ 12.5% を助成（新設の場合は 2.5 ～ 25%） 限度額 2 億円（通算限度額 1 社あたり 5 億円） ※ 本社が市外にある企業で新設の場合は 5% 上乗せおよび限度額 3 億円 ②雇用増を基準とした助成 ②-1 の場合 雇用増 1 人あたり / 30 万円（～ 100 人）、20 万円（101 ～ 200 人） 限度額 5,000 万円 オフィス賃借料の 50%（12 月間） 限度額 500 万円 ②-2 の場合 雇用増 1 人あたり / 50 万円（5 年間） 限度額 5,000 万円 / 年 オフィス賃借料の 50%（5 年間） 限度額 1,000 万円 / 年 通算限度額 1 社あたり 5 年間で 2 億円	
	【連絡先】函館市経済部工業振興課 TEL 0138-21-3316 http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100460/		

岩見沢市	●岩見沢市新産業創出・雇用促進・創業支援補助金 本市の区域内において先端技術産業等の成長性の高い事業を行う企業を支援 補助対象となる企業は、情報通信技術関連企業（コールセンター含む）などで、市内で新たに事業所等を開設し、又は、増設し、かつ次に掲げる要件①～③のいずれかに該当する企業 ①当該事業所等の操業開始日までの間に、新たに本市の市民 3 人以上雇用する企業 ②本市イントラネットワークを経由して外部通信回線と接続した通信回線を活用して事業を行う企業 ③事業所の新築、増築又は既存物件の取得及び設備機器の購入に係る投資額の総額が 20 億円を超える企業 1) 事業所等の新・増築、又は既存物件の取得に係る補助金 【投資額 (3,000 万円以上、増築の場合 1,000 万円以上、面積 500 ㎡以上) の 1/2 以内】上限 3,000 万円以内 2) 設備機器の購入補助【投資額 (1,000 万円以上) の 1/2 以内】上限 5,000 万円以内 3) 事業所等の賃貸補助【月額 25 万円以上の賃貸で 1/3 以内】3 年以内で上限 3,000 万円 ※2)、3) はいずれか一つを選択 4) 人材育成、教育研修に係る補助 ア) 操業開始日以前の研修等【新規雇用 3 人以上で本市の市民となった場合、1 人につき上限 30 万円】 イ) 操業開始日以降 3 年以内の研修等【操業開始日までに市民の新規雇用 3 人以上が条件、1 人につき上限 30 万円】 ※ア)、イ) の補助金総額での上限 3,000 万円 5) 本市イントラネットワーク活用に係る通信・電話回線の補助 【通信回線費用の 1/2 以内、電話回線費用の 1/3 以内】3 年以内で上限 3,000 万円 6) 固定資産税相当額の補助【上記の 1) 及び 2) の事業に係るものに限り】3 年以内で上限 1,000 万円 【連絡先】 岩見沢市企画財政部企業立地情報化推進室 TEL 0126-25-8004(自治体ネットワークセンター 3 F)
美唄市	●①美唄市の工場等新設に対する助成 ②美唄市の工場等増設に対する助成 ①②とも 工業の事業場 ソフトウェアハウス 試験研究施設 衛星通信施設 物流関連施設 コールセンター施設 データセンター施設 ①区分：投資額／要件：5,000 万円以上／助成率（額）：10％に相当する額／限度額：5,000 万円 区分：用地取得 要件：投資額が 5,000 万円以上で、取得から 3 年以内に操業開始／助成率（額）：取得額の 25％に相当する額（空知団地のうち市が所有する用地の場合は 90％）／限度額：5,000 万円 区分：雇用者／要件：投資額が 5,000 万円以上で、新たな雇用の増が 5 人以上／助成率（額）：新たな増数に 30 万円を乗じた額／限度額：2,000 万円 m 区分：工業用水使用料／要件：契約水量日 50 ㎡以上／助成率（額）：1 ㎡当たり 20 円相当（使用開始後 3 年間）／限度額：1 年につき 300 万円 ②区分：投資額／要件：2,500 万円以上／助成率（額）：5％に相当する額／限度額：3,000 万円 区分：雇用者／要件：投資額が 2,500 万円以上で、新たな雇用の増が 2 人以上／助成率（額）：新たな増数に 30 万円を乗じた額／限度額：1,500 万円 区分：工業用水使用料／要件：投資額が 2,500 万円以上で、契約水量 1 日 50 ㎡以上の増／助成率（額）：1 ㎡当たり 20 円相当（増となってから 3 年間）／限度額：1 年につき 300 万円 【連絡先】 美唄市経済部経済振興課 TEL: 0126-63-0111 Mail: sangyou@city.bibai.lg.jp
滝川市	●①設備投資に対する助成 ②用地取得に対する助成 ③雇用に対する助成 ④工場等の新設に対する助成 ⑤産業創出促進助成金 (期間：①②③④滝川市商工業振興条例による。期限なし。⑤募集期間あり) 対象要件 ①②③④滝川市内に工場等を新設・移設・増設される企業 ・新設 建物・事業施設 1,000 万円以上、新規雇用 1 人以上 ・移設・増設 工場・事業施設 500 万円以上、雇用人数が減少しないこと ⑤滝川市内で起業・創業、新分野進出、新商品開発などを計画している個人・企業など ①設備投資に対する助成：工場等を新設・移設・増設する場合、投資額の 10％を基本とし、重点産業は +5％、新規雇用 5 人以上で +5％の最大 20％を助成。※ 上限額 5,000 万円（最大 5 年分） ②用地取得に対する助成：工場等の新設・移設・増設するために取得した土地の操業後 3 年度分の固定資産税・都市計画税相当額を助成。 ※ 上限額なし、取得から 2 年以内に新設等に着手した土地に限る。 ③雇用に対する助成：工場等を新設・移設・増設する場合、滝川市内に居住する者を新規雇用する場合、一人につき 20 万円を助成。上限額 500 万円。 ④工場等の新設に対する助成：工場等の新設を行った場合において、操業開始から 1 年間に支払われた経費の額（規則で定める額）を助成。上限 500 万円。 ※ 規則で定める額は、施設賃借料、設備リース料、研修費用（一人当たり 20 万円限度）、高熱水費、通信回線使用料、その他市長が必要と認める経費の 50％、上限 500 万円。 ⑤産業創出促進助成金：滝川市内で行われる起業や新分野進出など、新たな事業の取り組みに対する助成。 ※ 助成金額：対象事業費の 1/3 以内で上限 100 万円 【連絡先】 滝川市産業振興部産業振興課 TEL 0125-28-8030
旭川市	●旭川市工業等振興促進条例 ①投資額 2,500 万円以上 ②雇用増 5 人以上 ただし、コールセンター業等の場合、①は要せず、②は中心市街地への立地は 10 人以上、それ以外への立地は 20 人以上 ○雇用助成金：新規雇用者 1 人当たり 30 万円を 3 年間助成（各年 3,000 万円上限 × 3 年間） ○課税免除：固定資産税・都市計画税を 3 年間課税免除（環境配慮型施設の場合は 5 年間に延長） ○工場等設置助成金：事業所税相当額を 3 年間助成 ○土地取得助成金：土地取得価額の最大 25％助成（上限 1 億円）※ 工業専用地域及び動物園通り産業団地のみ ○工場等改修費助成金：賃貸物件への 1,000 万円以上の改修工事費の 1／2 を助成（上限 2,000 万円）※ 土地取得助成金との選択制 ○操業前研修費助成金：1 人当たり 20 万円まで助成（上限 500 万円） ○環境配慮型施設整備助成金：5,000 万円以上の環境配慮型施設整備費の 1／2 を助成（上限 5,000 万円） ○操業助成金：通信回線使用料、ビル賃借料、電気料金、上下水道使用料の中から 1 つを選択し、年間使用料の 1／2 を助成（各年 500 万円上限 × 3 年間） 【連絡先】 旭川市経済部企業立地課 TEL 0166-25-9172(直通) http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/503/index.html
留萌市	●情報通信産業振興補助金 ①情報通信産業振興設備機器購入等費用補助金 対象業種の事業所等を留萌市の区域内に設置する場合であって、その設置のための設備機器購入費等の額が 5,000 万円以上で、かつその設置に伴う雇用増が 20 人以上のもの ②情報通信産業振興民間施設賃借補助金 従業員が 20 人以上の企業で、留萌市において対象業種の事業所を民間施設の借賃により新設又は増設したもの ③情報通信産業振興社員研修補助金 従業員が 20 人以上の企業で留萌市における事業所設置の日から、1 年以上常時雇用を新規に採用し、当該採用者を対象に新規社員研修を実施したもの ①事業所等の設置のための設備機器購入等費用の 2 分の 1 以内を補助する。ただし、1 企業につき 1 千万円を限度とする ②事業所等の賃貸契約締結後、賃貸借金額が発生する月から起算して 36 ヶ月を限度に借賃の 2 分の 1 以内を補助（敷金、権利金等その他これに類する経費を除く）する。ただし、1 企業につき 1 千万円を限度とする ③ 36 ヶ月を限度に研修対象者 1 人につき 1 回限り 20 万円以内を補助する。ただし、1 企業につき 500 万円を限度とする 【連絡先】 留萌市地域振興部経済港湾課経済振興係 TEL 0164-42-1840 http://www.e-rumoi.jp/keizai/
北見市	●企業立地促進条例 ●北見市企業立地報奨金制度 ●企業立地促進条例 1) 土地・建物・設備補助金 要件：①対象施設の固定資産評価額（土地、建物、設備の総額）が 3,000 万円以上②常用雇用者が 3 人以上、上記 2 つを同時に満たす場合 2) 雇用補助金 要件：常用雇用者 15 人以上 ●北見市企業立地報奨金制度 1) 土地・建物・設備に関する報奨金 要件：①対象施設の固定資産評価額（土地、建物、設備の総額）が 3,000 万円以上②常用雇用者が 3 人以上、上記 2 つを同時に満たす場合 2) 雇用に関する報奨金 要件：常用雇用者 15 人以上 ●企業立地促進条例 1) 土地・建物・設備補助金補助率・金額等：固定資産税相当額。（上限：1,000 万円／年、最大 5 年間） 2) 雇用補助金 補助率・金額等：常用雇用者 1 人につき 20 万円。（上限：1,000 万円／年、最大 5 年間） ●北見市企業立地報奨金制度 1) 土地・建物・設備に関する報奨金額等：固定資産税相当額。（上限 500 万円（1 回限り）） 2) 雇用に関する報奨金額等：常用雇用者 1 人あたり 20 万円に加え、固定報奨金 300 万円。（上限：1,000 万円（1 回限り）） 【連絡先】 北見市商工観光部工業振興課 TEL 0157-25-1210 http://www.city.kitami.lg.jp/soshiki/kogyoshinko/
帯広市	●帯広市企業立地促進条例 コールセンターの新設・増設に対する助成 ①新設の場合は投資額 2,000 万円以上でかつ雇用 5 人以上増加すること、増設の場合は投資額 1,000 万円以上で雇用 3 人以上増加すること ②建物設備の投資額 1 億円以上（土地は含まず。新増設にかかわらず） ①投資額の 8％、一人あたり 10 万円（正規職員の場合 15 万円） 限度額：投資額 1 億円、雇用増 5,000 万円まで ②固定資産税 3 年間免除 【連絡先】 帯広市商工観光部工業労政課 TEL 0155-65-4167 http://www.city.obihiro.hokkaido.jp

●釧路市企業立地促進条例 ①設備投資資金助成 ②雇用助成 ③土地取得助成 ④事業所賃借料助成 ⑤通信回線使用料助成	
①【新設の場合】 ・固定資産取得価額（土地を除く）が5,000万円以上 ・（釧路地区）雇用増10人以上（阿寒・音別地区）雇用増5人以上 【増設の場合】 ・固定資産取得価額（土地を除く）が3,000万円以上 ・（釧路地区）雇用増10人以上（阿寒・音別地区）雇用増5人以上 ②雇用増10人以上 ③【市外からの進出の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること 【市外からの進出以外の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ・雇用増10人以上 ④雇用増50人以上 ※新設の場合のみ ⑤雇用増50人以上 ※新設の場合のみ	①固定資産取得価額（土地を除く）の8/100以内の額（限度額 4,000万円） ②新たに雇用される者のうち、市内居住者1人につき20万円（新たに雇用される者が規則で定める市内居住者であるときは30万円）（限度額 3,000万円） ③土地取得価額の25/100相当額（ただし事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分）（限度額1億円） ④事業施設賃借料の1/2相当額（3年間）（限度額 年500万円） ⑤通信回線使用料の1/2相当額（3年間）（限度額 年1,000万円）
【連絡先】 釧路市産業振興部産業推進室 TEL 0154-31-4550 http://www.city.kushiro.lg.jp/	
●青森県 IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金	
①県の誘致企業であること ②コンタクトセンター関連企業（通信とコンピュータを利用して、集約的に顧客サービス等の業務又は顧客等のデータを集約的に管理する業務を行う県内の事業所）又は情報システム・クリエイティブ関連企業（ソフトウェア開発、映像・CG制作、設計・デザインなどの情報システム・クリエイティブ関連業務を行う県内の事業所）であること ③操業開始時において県内から常時雇用する従業員が5人以上（情報システム・クリエイティブ関連企業の場合は3人）であること	<コンタクトセンター関連企業> 1) 通信回線使用料補助：通信回線使用料の1/2 2) オフィス賃借料補助：オフィス賃借料の1/4 3) 雇用奨励費：県内から新規に雇用した従業員のうち、6ヶ月以上継続して雇用されている者が20人以上で、立地市町村が雇用に対する同様の補助を行う場合に、1人につき市町村と同額を補助（県内から新規に雇用した従業員1人につき30万円が上限） ○限度額 1) 年間3,000万円（3年間） 2) 年間700万円（3年間） 3) 1企業1億円（3年間合計。但し、毎年度増加した人数分について補助） ※1企業に対する3年間通算の補助限度額 2億円 [1)+2)=1億円、3)=1億円] <情報システム・クリエイティブ関連企業> 1) 通信回線使用料補助：通信回線使用料の1/2 2) オフィス賃借料補助：オフィス賃借料の1/2 3) 雇用奨励費：県内から新規に雇用した従業員のうち、6ヶ月以上継続して雇用されている者が3人以上で、1人につき30万円を補助。 ○限度額 1) 年間180万円（3年間） 2) 年間480万円（3年間） 3) 1企業270万円（3年間合計。但し、毎年度増加した人数分について補助） ※1企業に対する3年間通算の補助限度額 2,250万円 [1)+2)+3)=2,250万円]
【連絡先】 青森県商工労働部産業立地推進課立地推進グループ TEL 017-734-9381 http://aomori-ritti-guide.jp/	
●青森市商工業振興条例	
1) 情報処理・提供サービス関連産業立地促進助成金 ①市の誘致企業であること②申請時の雇用者が20人以上であること 2) 雇用促進助成金 ①市の誘致企業であること②新設・移設・増設に伴い新たに地元雇用者を11人以上・3か月以上雇用していること 3) 情報処理・提供サービス関連産業設備投資助成金 ①市の誘致企業であること②申請時の雇用者が20人以上であること ③減価償却資産の取得額が5,000万円以上であること	1) 賃料の1/4 限度額：700万円/年（36か月） 2) 10人を超える1人につき市内居住者20万円、市外居住者5万円 限度額：1億円 3) 減価償却資産取得額の1/10 限度額：1千万円
【連絡先】 青森市経済部経済政策課 TEL 017-734-2403 http://www.city.aomori.aomori.jp/	
●弘前市情報サービス関連産業立地促進費補助金	
①市の誘致企業であること ②情報サービス関連企業であること ③市内における操業開始後6ヶ月～1年以内に、市内に住所を有する従業員等が次に掲げる人数（以下「要件人数」という）以上となった企業であること ・情報システム・クリエイティブ関連企業 3名 ・テレマーケティング関連企業 5名 ④市税等を滞納していないこと	(1) 貸しオフィス等借上げ事業 助成内容：オフィス賃料及び共益費に交付対象期間に該当する月数を乗じた額の1/4以内の額 限度額：予算の範囲内（36か月） (2) 地元従業員新規雇用事業 助成内容：市内に住所を有する従業員（新規雇用で3か月以上雇用）のうち、要件人数を超えるもの1人につき30万円 限度額：予算の範囲内（36か月。但し、2年度目以降は純増した人数分について補助）
【連絡先】 弘前市商工振興部産業育成課 TEL 0172-32-8106 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/	



青森県は
IT・コンタクトセンター
関連企業の
皆様の進出を
お待ちしております。

東北の元気、
日本の元気を
青森から

勤勉で粘り強い人材

進出いただいた企業の皆様からは、
まじめな勤務姿勢や定着率など、
高い評価をいただいています。

サポート体制

進出に向けての物件紹介や地元新聞
への求人広告掲載による人材確保等
のサポートをしています。

優遇制度

通信料、賃料、雇用などに対する助成
制度があります。また、県の助成、他、
市町村の補助制度も併用可能です。
（県助成最大2億円）

青森県

ご相談・お問い合わせ

商工労働部 産業立地推進課
tel.017-734-9381

青森県青森市長島1-1-1

東京事務所 企業誘致課
tel.03-5212-9113

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7階

名古屋産業立地センター
tel.052-259-7688

愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル8階

「青森県産業立地ガイド」ホームページ
<http://aomori-ritti-guide.jp>

青森 産業立地

検索

八戸市	●八戸市テレマーケティング等関連産業立地促進費補助金及び雇用奨励金	
	①市の誘致企業であること ②テレマーケティング等業務（テレマーケティング業務、デジタルコンテンツ業務、インターネット附随サービス業務、ソフトウェア業務、情報処理・提供サービス業務）を行う企業であること ③【補助金】 新設：90 日以上雇用されている圏域住民が 5 人以上 増設：20 人以上の雇用増となる事業拡大計画を達成すること。 【雇用奨励金】 新設：6 ヶ月以上雇用されている圏域住民が 20 人以上 増設：20 人以上の雇用増となる事業拡大計画を達成すること。 ※ 圏域住民…八戸圏域連携中核都市圏内の住民（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）	【補助金】※ 限度額：年間 700 万円（3 年間） 新設：オフィス賃料の 1/4 増設：増床分オフィス賃料の 1/4 【雇用奨励金】※ 限度額：Ⅰ＋Ⅱ総額 1 億円（3 年間） 新設：圏域住民のうち、 Ⅰ）10 人を超えるもの 1 人につき 30 万円 Ⅱ）雇用期間の定めのないものが 5 人以上いる企業にあっては、転居費用を補助した雇用期間の定めがない一般被保険者（圏域住民）1 人につき 10 万円 増設：6 ヶ月以上雇用されている圏域住民のうち、 Ⅰ）増員 1 人につき 30 万円 Ⅱ）雇用期間の定めのないものが 5 人以上いる企業にあっては、転居費用を補助した雇用期間の定めがない一般被保険者（圏域住民）1 人につき 10 万円
【連絡先】 八戸市商工労働観光部産業労政課 TEL 0178-43-9048 https://www.city.hachinohe.aomori.jp/		
五所川原市	●五所川原市雇用奨励対策事業費補助金	
	①市の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業であること ③市内から雇用する地元従業員が 10 人以上の企業であること	助成内容：6 ヶ月以上の継続した雇用が確認された者が 10 人を超える 1 人につき、市内居住者 15 万円、市外居住者 5 万円。限度額：予算の範囲内
【連絡先】 五所川原市経済部商工労政課 TEL 0173-35-2111(2554) http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_kogyodanti.html		
十和田市	●十和田市企業立地奨励条例	
	①市の誘致企業であること ②製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業であること ③固定資産投資額が新設・増設ともに 1,500 万円以上であること ④新たに常時雇用する地元従業員数について 新設：10 人（製造業以外は 5 人）を超えること 増設：5 人（製造業以外は 3 人）を超えること	(1) 固定資産税課税免除 3 か年度 (2) 雇用奨励金（上限：1 億円） 新設：10 人（製造業以外は 5 人）を超える従業員 1 人当たり 50 万円 増設：5 人（製造業以外は 3 人）を超える従業員 1 人当たり 50 万円 ※ 指定を受けた翌年度から交付（1 人につき初年度 20 万円、以後 10 万円×3 か年度） (3) 立地奨励金（上限：5 億円） 工場等の土地、家屋及び償却資産に係る費用に 100 分の 10 を乗じた額 ※ 新設・増設に係る固定資産投資額が 2 億円を超える場合に交付 ※ 指定を受けた翌年度から交付（交付金額が 3 億円を超える場合は分割交付）
【連絡先】 十和田市観光商工部商工労政課 TEL 0176-51-6773 http://www.city.towada.lg.jp/		
三沢市	●三沢市企業立地促進条例	
	①市又は県の誘致企業であること ②市内に事務・事業所を設置すること ③地元雇用の従業員（派遣社員含む）数が 20 人を超えること	(1) 立地促進奨励金 オフィス賃料の 1/4、限度額：1,000 万円（3 年間） (2) 雇用促進奨励金 規定数（20 人）を超える地元雇用の従業員（派遣社員含む）。1 人につき年間 5 万円、限度額：5,000 万円（3 年間） (3) 環境保全施設等奨励金 付帯施設・設備の取得費用の 1/2、限度額：5,000 万円
【連絡先】 三沢市政政策部政策調整課企業立地係 TEL 0176-53-5111 http://www.city.misawa.lg.jp/		
むつ市	●むつ市情報関連産業立地促進費補助金	
	①市の誘致企業であること ②情報システム関連産業及びコンタクトセンター関連産業であること ③操業を開始した日に従業員等が 2 人以上であること	(1) オフィス等賃借補助金 オフィス等の賃借料及び共益費の 1/4(3 年間) (2) 雇用促進補助金 6 ヶ月以上継続して雇用した従業員等 5 人を超える 1 人につき市内居住者 50 万円、市外居住者 10 万円（3 年間、1 人 1 回）（予算の範囲内）
【連絡先】 むつ市経済部産業振興雇用政策課 TEL 0175-22-1111(2652) http://www.city.mutsu.lg.jp/		
つがる市	●つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金	
	①市の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業であること ③操業開始時点において、当該企業の市内から雇用する従業員が 10 人以上であること	(1) 当該企業に 6 ヶ月以上継続して雇用されている者の数が 10 人を超える部分の人数 1 人につき 50 万円を交付 限度額 3,000 万円（当該企業の従業員等の内 3 ヶ月以上継続して市内に住所を有していた者） (2) 賃しオフィス等賃料に要する経費の 1/4 限度額 2,000 万円 (3) 補助金の交付を受ける企業に係る補助期間は 36 ヶ月以内
【連絡先】 つがる市商工観光課 TEL 0173-42-2111（431） http://www.city.tsugaru.aomori.jp/		
平川市	●平川市工場等設置促進条例	
	①土地を除く投下固定資産の額が新設 3,000 万円以上、増設 2,000 万円以上であること ②新たに常時雇用する地元従業員数が 10 人以上であること	(1) 固定資産税課税免除 5 年 (2) 普通財産減額交付 無償（3 年）無償期間終了後時価 2 分の 1 以内（5 年） (3) 補助金 土地・建物賃借料の 1/3、限度月額：10 万円（3 年） (4) 雇用奨励金 地元雇用者 10 人を超える 1 人につき年間 20 万円、限度額：2,000 万円 (5) 工場等誘致奨励金 5,000 m ² 以上の用地取得費用の 1/5（1 m ² 当たり 1 万円を超える場合）、限度額：2,000 万円
【連絡先】 平川市経済部商工観光課 TEL 0172-44-1111 http://www.city.hirakawa.lg.jp/		
五戸町	●五戸町企業立地推進条例	
	①情報通信業であること ②以下のいずれかを満たすこと ・新設及び増設の場合において、投下固定資産総額が 2,700 万円以上であること ・新設又は増設により町内に住所を有する従業員が 10 名以上新たに雇用されること	(1) 立地奨励金 投下固定資産総額に 100 分の 1 を乗じて得た額（限度額 500 万円） (2) 操業奨励金 土地取得及び建物建設の場合は各年度の固定資産税額を限度とする。（5 年間）敷地及び建物賃借の場合は各年度の借入れに係る賃借料の 1/3 を限度とする。（3 年間） (3) 雇用奨励金 新規雇用者 1 人につき当町に住所を有する者 10 万円、当町に住所を有しない者 5 万円。新・増設時 1 回限り。500 万円を限度とする。
【連絡先】 五戸町総合政策課 TEL 0178-62-2111 http://www.town.gonohe.aomori.jp/		
三戸町	●三戸町立地企業雇用奨励金	
	①町の誘致企業で、資本の額が 1 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の事業所であること。	(1) 奨励金 対象事業者が開設 3 年以内に伴い 10 人を超える人数の新規従業員を継続して 1 年雇用した場合、人数に応じて奨励金を交付（町内従業員 10 万円、町外従業員 5 万円）
【連絡先】 三戸町まちづくり推進課 TEL 0179-20-1117 https://town.sannohe.aomori.jp/		
岩手県盛岡市	●盛岡市の企業誘致優遇策 コンタクトセンター・ニュービジネスに対する優遇措置	
	①新規雇用に関する助成措置 ②通信回線使用料の助成措置 ③事業所賃借料の助成措置 ①操業開始の日から 3 月以内に市民を 20 人以上新規雇用し、1 年以上継続して雇用すること ②補助を受けようとする年度の 3 月 31 日において、市民である新規雇用者が 20 人以上であること ③補助を受けようとする年度の 3 月 31 日において、市民である新規雇用者が 20 人以上であること	①操業を開始した年度のみ市民である新規雇用者 1 人につき 20 万円を認定事業者に助成（上限 2,000 万円） ②通信回線使用料の 1/2 以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から 3 年度間助成（単年度上限 500 万円） ③事業所の賃借料の 1/3 以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から 3 年度間助成（単年度上限 500 万円） ※ ②③の助成を重複して受けることはできません
【連絡先】 盛岡市商工観光部ものづくり推進課 TEL 019-626-7551 http://www.city.morioka.iwate.jp/ トップページ⇒「事業者の皆さんへ」⇒「事業者支援」⇒「企業誘致」⇒「工場等設置優遇制度・商工団体」		
宮城県宮城県	●宮城県コールセンター関連支援制度 IT 特区（民間投資促進特区）（平成 32 年 3 月 31 日まで）	
	・対象業種：コールセンター、その他 6 業種 ・区域：仙台市など県内 17 市町村に 78 区域 ※詳しくは、宮城県新産業振興課のホームページから、「IT 特区」のリンクをご覧ください。 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/	①税制上の優遇措置 (1) 新規立地促進税制（新規立地企業を 5 年間、実質無税とする措置） ※雇用等被害区域を含む市町のみ。 (2) 特別償却又は税額控除、(3) 法人税等の特別控除 (4) 開発研究用資産の特例、(5) 地方税の課税免除 ※上記 (1)～(3) までの特例措置については、各年度において選択適用となります。
【連絡先】 宮城県経済商工観光部新産業振興課 TEL:022-211-2479 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/		

名取市	●名取市情報通信関連企業立地促進制度 1. 雇用奨励金 2. 追加雇用奨励金 3. 加算奨励金 対象区域：市の市街化区域内 1. 雇用奨励金対象：営業開始後6ヶ月を経過した時点で、20名を超える（市内に居住する）者を新規雇用した場合、その超えた人数に応じて助成。ただし、移設の場合、移設後から移設前の人数を差し引いた内、新規雇用者を助成対象 2. 追加雇用奨励金：雇用奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から1年以内に新たに20名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 3. 加算奨励金：下記の各運営経費と奨励金を交付 3-1. 投下固定資産に対する助成 3-2. 年間の通信回線使用料に対する助成 3-3. 年間の建物賃借料（賃借に付随する諸経費を除く）及び設備機器賃借料に対する助成 3-4. 雇用替え：情報通信関連事業所の新設または移転の日から1年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成 1. 雇用奨励金：新規常時雇用者 30万円/人 新規短時間・派遣労働者 24万円/人 限度額：5,000万円（新設・移設・増設） 2. 追加雇用奨励金：奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から1年以内に新たに20名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 限度額：5,000万円 3. 加算奨励金（新設・移設） 3-1 投下固定資産額：固定資産課税標準額の1/10を助成 限度額：5,000万円（当初） 3-2 通信回線使用料：年間の通信回線使用料の1/6を2年間助成限度額：2,000万円（単年度1,000万円限度） 3-3 建物賃借料および設備機器賃借料：年間の建物・設備機器賃借料の1/6を2年間助成 限度額：2,000万円（単年度1,000万円限度） 3-4 雇用替え：情報通信関連事業所の新設または移転の日から1年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成 6万円/人 限度額：1,000万円 【連絡先】 名取市役所生活経済部商工観光課 TEL 022-724-7148 http://www.city.natori.miyagi.jp/ トップページ / 組織別インデックス / 生活経済部 / 商工観光課 / 商工観光課の業務案内 / 名取市情報通信関連企業立地促進制度の概要
秋田県	●①あきた企業立地促進助成事業補助金 ②はばたく中小企業投資促進事業補助金 ①業種要件：情報通信関連企業（情報サービス業、コールセンター（インバウンド業務）、データセンター等） 資本要件：資本金1,000万円以上 投資要件：投資額3億円以上（土地代を除く） 雇用要件：新規常用雇用者10人以上 ②業種要件：情報通信関連企業（情報サービス業、コールセンター（インバウンド業務）、データセンター等） 資本要件：中小企業 投資要件：投資額1億円以上3億円未満（土地代を除く） 雇用要件：新規常用雇用者5人以上 1. 建物・機械設備等の投下固定資産：10%（要件に応じた補助率の加算あり） 限度額：5億円（要件に応じた限度額の加算あり） 2. 建物・機械設備等の投下固定資産：10%（要件に応じた補助率の加算あり） 限度額：3,000万円（要件に応じた限度額の加算あり） ※「本社機能等移転促進補助金」とあわせて設備投資を行う場合、雇用要件が緩和され、補助率が加算されます。 ①雇用要件10人→5人、②雇用要件5人→2人 ①②とも補助率+5% 本社機能等移転促進事業に関しては次を参照願います。 http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1454374002142/index.html 【連絡先】 秋田県産業集積課立地支援班 TEL 018-860-2250 http://common3.pref.akita.lg.jp/kigyoo-rich/
秋田市	●秋田市商工業振興条例に基づく優遇措置 1. 大規模投資型 ○対象業種：情報通信関連事業所 ①ソフトウェア事業所 ②専用通信回線を利用した顧客サービス事業に供する施設 ア) データセンター イ) コールセンター ウ) 事務センター エ) マネジメント・サービスプロバイダ ○助成要件 ・投下固定資産総額（建物、機械装置等）3,000万円超 ・新規雇用5人以上 ○立地要件 ・コールセンターは中心市街地の区域および商業地域への立地 2. 初期投資軽減型 ○対象業種：上記と同じ ○助成要件 ・新規雇用5人以上 ・賃借面積65㎡以上 ・中心市街地の区域および商業地域への立地 【操業促進助成金】 ・投下固定資産総額の3% ※ 本市への本社機能等の移転を伴う事業所の新増設を行う場合は5% 【雇用促進助成金】 ・正規雇用者 50万円/人 ・非正規雇用者 10万円/人 ・非正規から正規雇用への転換者 25万円/人 【用地取得助成金】 ・市の工業団地等の取得価格×交付率 ※ 交付率は認定時の投資額および新規雇用数による 【環境整備助成金】 ・新・省エネルギー設備等の設置経費50%（限度額2,000万円） 【建物賃借助成金】 ・建物賃借料の50%（年間限度額2,000万円） ・助成期間は3年間 【助成限度額】 ・5億円 【連絡先】 秋田市企業立地雇用課 TEL 018-888-5733 https://www.city.akita.lg.jp/shisei/soshiki/1002622/1006793/1002568.html
横手市	●横手市企業振興条例奨励金 横手市に工場を新設、又は増設。 ・対象業種：製造業、電気業（発電所）、ガス業（ガス製造工場）、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、コールセンター、研究施設 ・生産設備を構成する減価償却資産の合計取得額が2千万円を超える。 ・新規常用雇用者数 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業：新設、増設10人以上 上記以外業種：新設5人以上、増設3人以上（工業団地以外で用地取得助成活用の場合は、新規12人以上） ・固定資産税の減免（5年間） ・用地取得助成金 取得価格の30%～40%（限度額1億円） ・環境整備推進奨励金 環境対策費の30%（限度額500万円） ・雪対策奨励金 限度額1,400万円（3年間合計） ・雇用奨励金 新規正社員1人あたり30万円（3年間） ●IT・ソフトウェア関連企業立地優遇制度助成金 新規に3名以上の正規雇用を行う法人 ・対象業種：ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター、BPOオフィス、データセンター、製造業等に関する設計開発関連業、デジタルコンテンツ業 なお、5年間の合計で30人以上の正規雇用を行う計画を有し、かつ、毎年6人以上の正規雇用を行う場合は、単年度毎に【特認事業】と位置付ける。 ・雇用奨励金 1人あたり30万円（1回限り） ・従業員家賃負担の助成 15,000円/人・月又は会社負担額のうち少ない額（2年間） ・事務所取得経費の助成 30%（上限1,500万円、3年以内1件限り） ・事務所賃借料の助成 30%、【特認事業】50%（上限300万円/年並びに5千円/坪・月、5年間） ・通信費助成 50%（上限200万円/年、5年間） ・研修期間の費用の助成【特認事業】 給与等の30%（最長2か月間、一人1回限り） 【連絡先】 横手市商工観光部企業誘致室 TEL 0182-32-2116

コールセンターは北秋田市へ！

「秋田県北秋田市」は、秋田県北部中央に位置する自然豊かで、住環境に適した地域です。

☑働き手がいる ⇨ 有効求人倍率1.29（全国1.49 H30.4）

☑空港があるので東京から近い ⇨ 羽田空港から約70分

☑新規雇用、固定資産、資格取得などへの助成がある

⇨ このほかにも各種制度を検討中です。
ぜひ一度ご相談ください。

北秋田市
大館能代空港
（あきた北空港）

東京（羽田）



お問い合わせ | 産業部 商工観光課 | TEL:0186-62-5360
FAX:0186-62-5551 | E-mail:syoukou@city.kitaakita.akita.jp

秋田県 企業立地事務所
FAX:03-5212-9112 | FAX:03-5212-9116

山形県	山形市	●鹿角市企業立地促進条例 【対象要件】 鹿角市に工場を新設する企業で、鹿角市に住所を有する者を新たに 5 人以上雇用すること 【助成内容】 ・投下固定資産の 10% ・土地及び建物賃借料の 100%(3 年間、4・5 年目は 50%) ・電気料の 50%(5 年間、年度上限 2000 万円、新規進出に限る) ・設備機器リース料の 30%(3 年間) ・工業団地を取得した場合、取得額の 10% ・市内に住所を有する者を新たに雇用した場合、1 人あたり 30 万円(3 年間・純増分) ・除雪に要した経費の 50%(3 年間) 【限度額】 総額 2 億 5 千万円 【連絡先】 鹿角市産業部産業活力課 TEL0186-30-0250 http://www.city.kazuno.akita.jp/
		●山形県ソフト産業立地促進補助金 助成要件： コールセンター事業（バックオフィス業務を含む）を展開する企業で、操業の開始に伴い新規地元常雇用者が 10 名以上であること 1) 新設・賃借 2) 新設・取得 3) 増設・取得 4) 増設・立地後 5 年以内 【助成内容】 ①雇用：地元常雇用者等 1 名当たり 30 万円(1,2)(開設後 3 年以内に、地元常雇用者等を 10 名以上増員した場合に該当。ただし、地元常雇用者等 300 名以上の雇用は 6 年以内) ②通信回線使用料：開設後 1 年間の通信回線使用料の 1/2(1,2) ③事業所賃借料：開設後 5 年間の事業所賃借料の 1/2(1) ④固定資産（土地を除く）：取得額の 20%(15 億円を超える部分は 5%)(2,4)、5%(3) 限度額：3 億円(1)、10 億円(2,4)、1 億円(3) 【連絡先】 山形県工業戦略技術振興課産業立地室 TEL 023-630-2690 http://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/index.html
山形市	山形市	●山形市コールセンター立地促進事業助成金（平成 32 年 3 月 31 日まで） 助成要件： 市の誘致により、市内へのコールセンターの新設を行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの 1) 市外に主たる事務所又は事業所を有する企業 2) 事業開始時において、地元常雇用者を新たに 10 名以上雇用 【助成内容】 ①通信回線使用料：1 年分の通信回線使用料の 1/3 の額 ②事業所賃借料：1 年分の事業所賃借料の 1/3 の額 ③新規雇用創出費：地元常雇用者等 1 人当たり 20 万円(2 年目、3 年目については地元常雇用者等をそれぞれ前年度数よりも 10 名以上増員した場合に該当) 限度額：総額 1 億円(3 年間通算) 【連絡先】 山形市商工観光部雇用創出課企業誘致グループ TEL 023-641-1212(内線 416・417・418) http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/sub3/kigyoricchi/48001gijutsunetyamagata.html
		●米沢市企業立地促進助成金 市が分譲する米沢八幡中核工業団地の準工業地域または、米沢オフィス・アルカディアの土地を取得し、産業業務施設を建設し、営利事業を開始することで、産業の振興や雇用の促進が見込まれる者のうち、次の要件を満たすもの 1. 1,500 m ² を超える面積の産業用地の取得であること 2. 産業用地を取得した日から 3 年以内に操業すること 3. 投下固定資産額が 5,000 万円以上であること 4. 操業の開始に伴い、地元常雇用者を新たに 10 人以上雇用すること 【助成内容】 助成金は、下記により算出した金額の合計で 2 億円を限度とする。 ①土地取得費の 30%相当額 ②建物取得費の 1.5%相当額 ③償却資産取得費の 10%相当額 ④操業時に雇用した地元常雇用者のうち、雇用期間が一年以上を経過した人数に 30 万円を乗じた金額（上限 1,500 万円） ※ ②、③は米沢オフィス・アルカディアへの立地の場合に限る ●米沢市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例 建物及び土地の取得価額が 2 億円を超え、かつ、対象事業の用に占める部分の割合が当該建物の 1/2 以上であること 建物、建物付属設備、構築物、土地の対象部分に係る 3 年間の固定資産税の免除 【連絡先】 米沢市産業部商工課企業立地推進室 TEL：0238-22-5111（内線 3810、3811） http://invest-yonezawa.jp/
鶴岡市	鶴岡市	●鶴岡市雇用創出助成金 対象：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、学術・開発研究機関又はコールセンター（新たに事業場を立地し操業を開始した市外事業者） 助成要件： 1 年以上継続雇用している鶴岡市内に住所を有する地元常雇用者等が、①基準日（操業開始月の翌月初日から 1 年後）において、15 人以上いること ②基準日から 1 年後または 2 年後に、それぞれ 1 年間で 10 人以上増加していること 【助成内容】 ① 30 人未満は 15 万円 / 人、30 人以上は 30 万円 / 人、鶴岡大山工業団地 / 庄内あさひ産業団地に立地した場合は 30 万円 / 人 ② 30 万円 / 人 ※ ①②合計の限度額 1 億円 【連絡先】 鶴岡市商工観光部商工課 TEL 0235-25-2111（内線 591、593） http://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/kigyoricchi/syouko_yuguseido.html
		●酒田市の支援制度 ①酒田情報通信関連企業立地促進助成金、②酒田市賃借型立地企業定着促進助成金、③酒田市用地取得助成金、④酒田市企業立地促進法固定資産税課税免除条例、⑤酒田市工場等設置助成金 ※ ①～⑤の助成金又は免除制度は併用（併給）可能です。 ①酒田情報通信関連企業立地促進助成金 対象要件： 市内でコールセンター事業を新たに行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの (1) 酒田市内に住所を有する者を 30 人以上雇用 (2) 新設オペレータ席を 30 席以上設置 ※ ②酒田市賃借型立地企業定着促進助成金との併給が可能。 ②酒田市賃借型立地企業定着促進助成金 対象要件： 酒田市内の賃借物件に立地した酒田市外の企業で、操業開始に伴い雇用保険一般被保険者を 5 人以上雇用（助成金交付時にも維持）するもの ※ ①酒田情報通信関連企業立地促進助成金との併給が可能。 ③酒田市用地取得助成金 対象要件： 酒田京田西工業団地等の土地を新たに取得し、コールセンター事業を行う市外企業で、新たに 10 名以上を雇用するもの ④酒田市工場等設置助成金 対象要件： 酒田京田西工業団地等にコールセンター事業のための施設を新設した市外企業 【助成内容】 【賃借型】①-1 雇用：新設した稼働オペレータ席 1 席あたり 45 万円（開設時以降は純増分、3 年間） ①-2 通信回線使用料：開設後 3 年間の通信回線使用料の 1/2 ①-3 事業所賃借料：開設後 3 年間の事業所賃借料の 1/2 限度額：1 億円(3 年間通算) 【建設型】①-1 雇用：新設した稼働オペレータ席 1 席あたり 30 万円（開設時以降は純増分、10 年間） 限度額：1.5 億円(10 年間通算) ②-1 土地及び建物の賃借料（36 箇月分） ②-2 操業開始月までに要した改裝費用 助成率：2 分の 1 限度額：3 千万円 ③-1 用地取得費の一部を助成 助成率：2 分の 1 限度額：3 億円 ④-1 操業開始後 3 年間の取得固定資産（家屋、機械・装置、工具・器具・備品）の固定資産税相当額を助成 助成率：100% 助成期間：5 年間 【連絡先】 酒田市商工観光部商工課港湾課 企業立地・産業振興係 TEL 0234-26-5361 http://www.city.sakata.lg.jp/kigyo/
新庄市	新庄市	●新庄市の助成制度 ①新庄市用地取得助成金 ②新庄市企業立地等雇用促進奨励金 ①新庄中核工業団地の用地を取得し、新規常雇用者 5 名以上（大企業は 30 名以上）で 5 年以内に操業した企業 ②新庄市内への工場等の新設、増設、移設、本社機能の移転に要する投下固定資産取得額が 300 万円以上（大企業は 1 千万円以上）かつそれに伴う新規常雇用者を 3 名以上（大企業は 10 名以上）年間継続して雇用すること。 【助成内容】 ①用地売買契約金額の 30%助成 ※ 限度額：1 億円 ②投下固定資産取得額が 300 万円以上 3 千万円未満（大企業は 1 千万円以上 1 億円未満）の場合、新庄市内在住の新規常雇用者 1 名あたり 30 万円 投下固定資産取得額が 3 千万円以上（大企業は 1 億円以上）の場合、新庄市内在住の新規常雇用者 1 名あたり 50 万円 ※ 限度額はいずれの場合も 2 千万円 【連絡先】 新庄市商工観光課企業立地・商工振興室 TEL 0233-22-2111(内線 258) https://www.city.shinjo.yamagata.jp/kigyo/020/
		●上山市の支援制度 ①上山市中小企業設備投資促進補助金 ②上山市産業人材市内誘導奨励金 ①上山市中小企業設備投資促進補助金 対象要件： 設備投資額が 100 万円以上である機械装置や建物等（固定資産課税台帳に登録されるもの）を、市内にある事業所に設置した場合。ただし、経年劣化等による単純な設備更新によるものは対象外とします。 対象事業者： 市内に本社または事業所を置く中小企業 ②上山市産業人材市内誘導奨励金 対象要件： 市内に住所を有する者を新たに雇用若しくは市外に住所を有する従業員を市内定住へ促し、定住へ結び付けた場合。 対象事業者： 市内に本社または事業所を持つ中小企業であり、事業主都合の解雇実施及び予定が無い事。 対象労働者： 平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日までに採用され、雇用期間が 6 カ月以上経過した者であり、申請日において市内に住所を有する者。（ただし、満 40 歳未満の者に限る） 【助成内容】 ①設備投資額の 5%を補助金の額とし、100 万円を上限額とします。 ②対象労働者 1 名につき、25 万円を奨励金として事業者に交付し、1 事業者あたり、年度当たりの交付上限額を 100 万円とします。 【連絡先】 上山市商工課 企業誘致推進室 TEL 023-672-1111(内線 183) ① https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/9/tyuusoyokigyouseitubitousi.html ② https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/9/shinaiyudo.html
村山市	村山市	●村山市企業立地補助金 村山市内に次の要件を満たす設備投資をしたもの ① 2,700 万円以上の設備投資（建物の新築、空き物件の取得等） ② 常時雇用者が 3 名以上であること 【助成内容】 1 投下固定資産に係る固定資産税相当額を 3 年間交付 2 市内居住者を常雇用として 1 年以上雇用した場合、1 名につき 10 万円交付 【連絡先】 村山市商工観光課 TEL 0237-55-2111（内線 153） http://www.city.murayama.lg.jp/jigyosha/kigyo_ritchi/kigyouhojo.html
		●村山市過疎地域固定資産税課税免除条例 村山市内で 2,700 万円を超える額の事業用資産の新増設をした場合（土地取得費は含まない） 3 年間固定資産税を免除 【連絡先】 村山市税務課 TEL 0237-55-2111（内線 124） http://www.city.murayama.lg.jp/kurashi/zeikin/kasohougenzei.html

尾花沢市	●尾花沢市企業立地促進条例	
	適用要件：投下固定資産税額が1,000万円以上 常時雇用者が、5人以上の新規雇用	①用地取得奨励金 福原工業団地又は公有適地への立地企業が対象 ・一括払い・・・取得価格の40% 限度額1億円 ・分割払い・・・支払利率の50% ②雇用奨励金 市内に常時雇用者（市内居住者）が新規雇用又は増員されたとき Ω 雇用人数×年6万円（操業から2年間） ③操業奨励金 市内に新設した場合、土地、建物、機械設備等の固定資産相当額 適用期間：3年間 ※ 分割払いの場合、契約締結後3年間 ④排水処理施設整備奨励金 施設整備に要した経費の2/3以内 ⑤雪対策奨励金 工場敷地内の雪対策のために実施した措置に係る経費 A. 除雪機械購入・・・経費の30%以内（上限100万円） B. 消雪雪装置設置・・・経費の30%以内（上限100万円） C. 除雪経費・・・経費の30%以内（上限30万円） ※ A～Cのうち1つを選択。 A・Bは操業から3年間で1度限り、Cは操業から3年間
【連絡先】 尾花沢市商工観光課 企業振興室・企業振興係 TEL 0237-22-111（内線 255・256） http://www.city.obanazawa.yamagata.jp/1087.html		
南陽市	●南陽市企業立地奨励金	
	1. 対象業種 日本標準産業分類による製造業、情報通信業、運輸業及び卸売業 2. 対象要件 南陽市内に事業所を①「新設」又は②「増設」する事業者（個人事業者を含みます。） ①「新設」とは、 ・市外の事業者が、市内に新たに事業所を設置すること。 ・市内の事業者が、既設の事業所以外の場所（市内）に新たに事業所を設置すること。 ②「増設」とは、 ・市内の事業者が、市内の既設の事業所を拡張すること。 ※ ①、②ともに空き事業所を取得する場合を含みます。	○固定資産税相当額奨励金 交付要件：投下資本額（注）が、3,000万円以上であること 交付額：家屋及び土地に係る固定資産税相当額（※ 固定資産税の課税免除された額を除く） 交付期間：3年 ○用地取得奨励金 交付要件：投下資本額（注）が、5,000万円以上であること 交付額：用地取得費×10%（工業団地以外は8%）（※ 交付期間の各年度で分割して交付） 交付期間：5年 ○建物取得奨励金 交付要件：投下資本額（注）が、5,000万円以上であること 交付額：建物取得費×5%（5億円超部分は3%）（※ 交付期間の各年度で分割して交付） 交付期間：5年 （注）・投下資本額：事業所の新設（増設）のために要する家屋及び土地の取得価額をいいます。 ・土地の取得日から1年以内に、当該土地を敷地とする家屋の建設の着手又は空き事業所の取得があった場合に限ります。 ・用地取得奨励金及び建物取得奨励金の合計額は、1億円が限度になります。
【連絡先】 南陽市商工観光課商工労政係 TEL 0238-40-8294 http://www.city.nanyo.yamagata.jp/kigiyouzaiyoho/101.html		
朝日町	●朝日町産業立地奨励金事業	
	①町内に工場等の新設または増設する事業主 【商業・サービス業等】 ・設備投資額 500万円以上で町民1人以上を正規に新規雇用 ②町内に事業所がある事業主 【商業・サービス業等】 ・設備投資額 300万円以上で町民1人以上を正規に新規雇用	・事業所設置奨励金 工場等の新設または増設にかかわる設備投資額の10%以内で、1,000万円を上限とします。 ただし、それ以外の設備投資は500万円を上限とします。 ・雇用奨励金 新規雇用者1人につき30万円
【連絡先】 朝日町役場総合産業課商工振興係 TEL：0237-67-2113 http://www.town.asahi.yamagata.jp		
大江町	●大江町雇用促進助成金	
	町内で事業を営む事業所において、町民を新たに正規の従業員として雇用し、6か月以上継続して雇用している場合	・1人につき10万円 ただし、雇用者が新規学卒者である場合は本人（従業員）にも10万円を交付。
【連絡先】 大江町政策推進課起業推進係 TEL：0237-62-2139 http://www.town.oe.yamagata.jp/basis/5-page/syomu/koyou-shien.html		
福島県	●福島市企業立地促進条例に基づく奨励措置	
	対象企業：製造業、物流業、情報技術・研究開発型企業 ①用地取得助成金 (1) 事業所の新設、増設、移設 (2) 用地取得面積に応じた新規地元常雇用者を雇用 (3) 投下固定資産総額が1.5億円（中小企業者は、3,000万円）以上 (4) 用地取得後3年以内に操業開始 (5) 当初計画した事業を10年以上継続 ②操業奨励助成金 (1) 用地取得助成金の適用決定を受けた企業 又は工業団地内の市長が指定した区画へ立地した企業 ③雇用奨励助成金 (1) 用地取得助成金の適用決定を受けた企業 又は工業団地内の市長が指定した区画へ立地した企業 (2) 新規地元常雇用者を5名以上、操業開始日から一年以上継続雇用 ④転入支援助成金 (1) 用地取得助成金の適用決定を受けた企業 又は工業団地内の市長が指定した区画へ立地した企業 (2) 本市転入常雇用者を操業開始日から一年以上継続雇用	①用地取得助成金 (1) 工業団地内の分譲区画の場合（限度額なし） 用地取得費の50%以内の額 (2) 民有地の場合（限度額なし） 用地取得費の5%以内の額 ②操業奨励助成金（限度額：1000万円/1年） 固定資産税相当額100% 助成対象期間は操業開始日から3年間 ③雇用奨励助成金（限度額なし） 新規地元常雇用者1人につき、1年間雇用することに30万円 助成対象期間は操業開始日から3年間 ④転入支援助成金（限度額なし） 本市転入常雇用者1人につき、20万円
【連絡先】 福島市企業立地課 TEL024-525-3723 http://www.city.fukushima.fukushima.jp/shigoto/yuchiguide/index.html		
会津若松市	●会津若松市企業立地促進条例	
	対象施設：製造業の工場、自然科学研究所又は製造業の研究部門、情報サービス業、コールセンター（以下、コールセンターの要件） ①企業立地奨励金 【新設】投下固定資産額5,000万円以上、又は新規雇用常勤従業員数20人以上 【増設】投下固定資産額2,000万円以上、又は新規雇用常勤従業員数10人以上 【移転（市の区域内）】移転前と比較し建築面積を縮小しないもの ②賃貸借型企業立地奨励金 【新設】新規雇用常勤従業員数20人以上 【増設】新規雇用常勤従業員数10人以上 ③設備投資奨励金 投下償却資産（機械・装置に限る）が5,000万円以上、かつ新規雇用常勤従業員数1人以上 ④雇用奨励金 上記の企業立地奨励金、賃貸借型企業立地奨励金又は設備投資奨励金に該当する場合に、本市に住所を有する常勤従業員を10人以上新規に雇用する	①企業立地奨励金 固定資産税相当額（土地、建物）を3年間交付 限度額なし ②賃貸借型企業立地奨励金 1年間の建物賃借料の4分の1相当額を3年間交付 限度額 年500万円 ③設備投資奨励金 固定資産相当額（償却資産）を交付 ④雇用奨励金 新規常勤従業員数×10万円を交付
【連絡先】 福島県会津若松市観光商工部企業立地課 TEL0242-39-1255（直通） http://www.aizuwakamatsu-investment.jp/		
郡山市	●郡山市企業立地促進事業都市型産業集積型補助金交付要綱に基づく操業・雇用促進助成制度	
	本市の区域内に賃借物件により工場（※）、試験研究施設、物流施設、情報通信関連施設を新設・増設する商工業者で次の要件を満たすもの ①操業開始日から60日以内に新規雇用者を10人以上（中小企業者は、5人以上）雇用していること。 ②申請時に、引き続き1年以上雇用している新規雇用者が10人以上（中小企業者は、5人以上）いること。 ③増設の場合は、増設日の1年前の雇用者より10名以上多く雇用していること。 ※ 再生可能エネルギー、医療、ロボット	①操業補助金 業務の用に供する土地及び建物の年間の賃借料の2分の1以内を補助（最大年500万円・3年間） ②雇用促進補助金 新規雇用者一人につき10万円（パート雇用者は5万円）を補助（最大2,000万円・1回限り）
【連絡先】 福島県郡山市産業観光部産業創出課 TEL024-924-2271 http://www.city.koriyama.fukushima.jp		

茨城県

●茨城県産業活性化条例（企業立地のための県税の課税免除） 対象事業 情報通信業、情報通信技術利用業（コールセンター） 対象要件 茨城県内に事務所・事業所を新設又は増設し、県内で原則5人以上従業員が増加した法人 ※当該新増設が、茨城県等の公共的団体が造成した工業団地等の区域内、茨城県所有地及び過疎地域である場合は、5人未満であっても対象となります。 ※従業員の範囲：雇用保険法に定める被保険者（日雇労働者及び短期雇用者等を除く。） 適用除外：県税の滞納がある法人 事業所等の新増設が県内事業所等の移転等によるもの（ただし、移転前の面積を超えるものについては対象） 適用期間：法人事業税：平成31年3月31日までに事業所等の新増設をしたもの 不動産取得税：平成33年3月31日までに事業所等の新増設をしたもの	○優遇措置の内容 【法人事業税】 事業所等の新増設に伴って増加した従業員数の割合に応じて、3年間法人事業税を課税免除 【不動産取得税】 事業所等の新増設に係る家屋及びその敷地を含む一団の土地の不動産取得税を課税免除 ※土地については、取得の日から1年以内にその土地の上に家屋の建築着手があった場合で、かつその家屋が免税対象となる場合に限りです。
【連絡先】 茨城県産業戦略部立地推進局産業立地課 TEL 029-301-2036 http://www.indus.pref.ibaraki.jp/kakushu_yugu/index.html 課税免除の申告は、各県税事務所へ行ってください。 詳しくは、茨城県総務部税務課（TEL 029-301-2424）又は各県税事務所にお問い合わせください。	

水戸市

●水戸市企業立地促進支援制度 対象業種：コールセンター業、製造業 道路貨物運送業、卸売業、学術研究機関など ※中心市街地に立地する場合は、商業施設や業務系のオフィスなど、ほぼすべての業種が対象となります。 補助要件：水戸市民を新たに5人以上雇用する普通法人であること。 事業の用に供する床面積が500㎡以上であること。	○助成内容 建物を新築・増築、または、新築の建物を取得する場合 ・土地・建物等の取得費用を補助します 補助率5%以内、上限額2億円 ・土地の造成に係る費用を補助します 補助率1/3以内、上限額5,000万円 ・環境に配慮した施設導入に係る費用を補助します 補助率1/3以内、上限額100万円 建物を賃借する場合 ・賃借物件の改装費等を補助します 補助率1/3、上限額200万円 ・賃借物件の賃料を補助します 補助率1/10、上限額15万円/月 補助期間36カ月 ・正規社員の雇用増加を奨励します 正規雇用増加1人あたり10万円、期間3年間 ・固定資産税等の課税を免除します 事務所等の新設に伴い取得した土地、家屋及び償却資産の固定資産税及び都市計画税を3年間免除
【連絡先】 水戸市産業経済部商工課 TEL 029-232-9185 http://www.city.mito.lg.jp ※土地等の契約行為の前に事前にお問い合わせください。	

千葉県

●ちば共創企業賃借立地事業 ○対象業種：以下の業種に当てはまる企業の事務所（コールセンター可）を立地する場合 ①「IT・クリエイティブ産業」（通信業、情報サービス業等） ②「食品・健康生活実現型産業」（食料品製造業、飲食品卸売業等） ③「先端・素材型ものづくり関連産業」（各種製造業等） ④「国家戦略特区関連産業」（ドローン・パーソナルモビリティ関連等） ○補助要件： ①80㎡以上かつ常時雇用者3名以上、若しくは100㎡以上 ②業歴3年以上、3期平均経常黒字維持及び繰越損失なし ※その他にも、補助メニューをご用意しておりますので、お気軽にお問い合わせください。	○助成内容 ①賃借料補助 ・1年間の賃借料の2/3を補助（上限1,000万円） ※本社の場合は、上限2,000万円 ②法人市民税に対する補助 ・千葉市に収める法人市民税の2/3を4年間補助 ※本社や大型特例（50人以上）の場合は、法人市民税の相当額を補助及び補助期間を1年延長 ③雇用奨励補助【新規常時雇用者の採用】 ・市民雇用および市内転入者1人につき30万円を補助 ※複数人世帯の場合は1人につき60万円を補助 最大1億2,000万円まで補助可能
【連絡先】 千葉市経済農政局経済部企業立地課 TEL 043-245-5276 https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritchi/index.html	

新潟県

●情報通信関連産業立地促進事業補助金 対象要件：新規常用雇用者数等の要件：市民5人（中小企業者以外15人以上雇用 ※コールセンターの場合市民10人（中小企業者以外30人）以上雇用 新潟市内に立地（新設・増設・移設） 賃貸借契約締結後1年以内に操業開始	○事業所賃借料 中心市街地地域 事務所賃借料 × 1/2（3年間） その他の区域 事務所賃借料 × 1/3（3年間） 限度額：年間1,500万円 ○新規常用雇用者25万円/人・年 限度額：年間1,500万円 （正規雇用：50万円/人・年 正規転換：25万円/人・年）
【連絡先】 新潟市経済部企業立地課 TEL 025-226-1689 http://www.city.niigata.lg.jp/business/kigyo/kigyo_annai/supporttop/supportjouhou.html	
●①佐渡市企業設置奨励制度 ②佐渡市雇用機会拡充事業補助金	
①取得価格合計1,000万円以上で以下要件を満たすもの 工場・事業場の新設 常用雇用5人以上 工場・事業場の増設又は移設 常用雇用3人以上 ②雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大事業	①取得した固定資産に係る課税を3年免除 ②創業：補助対象経費3/4（上限450万円） 事業拡大：補助対象経費3/4（上限1,200万円） 設備投資を伴わない事業拡大：補助対象経費3/4（上限900万円）
【連絡先】 佐渡市地域振興課 TEL 0259-63-4152 http://www.city.sado.niigata.jp/	

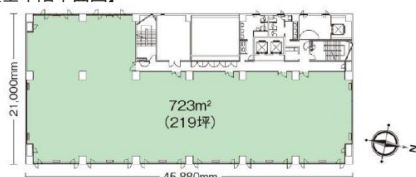
日本生命千葉ビルのご案内



物件概要

所在地：千葉県千葉市中央区
 富士見2丁目20番1号
 規模：地上10階 地下1階 塔屋1階
 延床面積：10,181㎡（3,080坪）
 基準階面積：723㎡（219坪）
 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造

【基準階平面図】



千葉でのコールセンターは当ビルで！

- ◆使いやすいL字型のフロアー
- ◆建物安全度判定サポートシステム導入
- ◆省エネ評価、BELS★★★★取得

バーチャル内覧いただけます

<https://www.vr-view.jp/nissay/chiba/final/>

詳細の物件概要

<http://www.nissay.co.jp/app/tenant/pdf/0012001.pdf>

他エリアの募集ビルも検索できます

<http://www.nissay.co.jp/hojin/tenant/>

連絡先

大星ビル管理株式会社

リーシング業務部 真柄(マカウ)

tel.03-3215-4122/080-5675-6552

上越市	●①企業振興制度 ②土地取得補助金	
	①企業振興制度（対象要件） ・中小企業の場合・・・2,000万円以上、雇用要件なし。 ・大企業の場合・・・2億円以上、5人以上の雇用。 ②土地取得補助金 ・市内の産業団地の0.3ha以上の土地の取得。	①取得した固定資産（土地・家屋・償却資産）の課税額に次の割合を乗じた額を奨励金として交付する。 3年度間 100/100 ※ 限度額…各交付年度、1企業 5,000万円 ②・0.5ha以下の部分…購入価格×10/100 ・0.5haを超え1.0ha以下の部分…購入価格×15/100 ・1.0haを超え3.0ha以下の部分…購入価格×20/100 ・3.0haを超える部分…購入価格×25/100 ※ 限度額…3億円（ただし、交付額が1億円を超える場合は、各年度1億円を上限に複数年度での交付となります）
【連絡先】 上越市産業立地課産業立地推進係 TEL025-526-5111(内線 1747・1792) http://www.city.joetsu.niigata.jp/		
加茂市	●加茂市企業設置奨励金	
	工場等 新設：投下固定資本総額が1億円以上又は常用雇用者の数が20人以上 移設・増設：投下固定資本総額が5千万円以上又は常用雇用者の増加数が10人以上 事業所 新設：投下固定資本総額が5千万円以上又は常用雇用者の増加数が10人以上 移設・増設：投下固定資本総額が3千万円以上又は常用雇用者の増加数が5人以上	奨励金として施設設置のために要した費用に係る固定資産税額及び都市計画税額の合計額を3年間交付
【連絡先】 加茂市商工観光課産業企画係 TEL 0256-52-0080		
胎内市	●①固定資産税課税免除 ②用地取得助成金 ③用地賃貸助成金 ④雇用促進奨励金 ⑤工業用水道使用料助成金	
	指定対象業種：情報通信業等 共通要件：土地・建物（付属設備）及び償却資産の取得価格の合計が2,300万円以上 新規常用雇用者増加数：新設の場合5名以上、増設・移設の場合3名以上であること。 ②～⑤については上記に加え、それぞれ以下の要件を満たすこと 対象区域：②③中条中核工業団地、市営工業団地（坂井） ⑤中条中核工業団地（鴻ノ巣地区） ②(1)用地取得面積が7,000㎡以上(2)当該企業の建築面積が用地取得面積の概ね10%以上(3)当該用地取得後、3年以内に事業を開始(4)事業開始後、10年間連続して事業を営み、その間に転売しない ③(1)対象区域内に立地するための土地賃貸借契約を締結(2)賃貸借契約後、3年以内に事業を開始 ④(1)市内在住の新規雇用者数 新設の場合10名以上、増設の場合5名以上、移設の場合3名以上(2)奨励企業の指定を受けた日から事業開始後90日までに雇用し、1年以上継続して雇用 ⑤50㎡/日以上の工業用水道の給水を受けていること	①新潟中条中核工業団地、市営工業団地に立地した企業は5年間、その他の地域に立地した企業は3年間、課税を免除 ②用地取得費の15%以内の額、限度額1億円(5年間の分割交付)※ 市経済への波及効果により、限度額を超えて助成する場合もあり（大規模取得対応） ③賃貸借した用地の固定資産税相当額を5年間 ④市内在住の新規雇用者1名につき10万円、限度額500万円の1回限り ⑤基本使用料金の20%、年間限度額100万円の5年間
【連絡先】 胎内市商工観光課商工振興係 TEL 0254-43-6113 http://www.city.tainai.niigata.jp/sangyo/shokogogyo/danchi.html		
五泉市	●五泉市工場等設置奨励条例	
	新設：投下固定資本総額3,000万円超、常用従業員の数が大企業10人以上、中小企業5人以上 増設：投下固定資本総額2,000万円超、常用従業員の数が大企業5人以上増加、中小企業2人以上増加 移設：投下固定資本総額2,000万円超、常用従業員の数が大企業5人以上、中小企業2人以上	①課税免除：当該工場等に係る固定資産税、3年間免除 ②利子補給：当該固定資産の取得に要した経費のうち、5年以上の長期借入金について借入利率2分の1（上限1%）、500万円/年を限度として5年間交付 ③用地取得費助成：工場等を新設・増設等するために土地を取得し、3年以内に操業開始した場合、取得に要した費用の30%を助成（限度額1億円）
【連絡先】 五泉市商工観光課 TEL 0250-43-3911 http://www.city.gosen.niigata.jp/		
石川県	●本社機能立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：従業員数が100人以上かつ常時雇用者数が5人以上	○助成内容 投資額×補助率7.5～25%+常時雇用者数×50万円 ○限度額 1企業への交付限度額 10億円 新設時の限度額：5億円 特認10億円 増設時の限度額：2億円/回 特認5億円/回
【連絡先】 石川県商工労働部産業立地課 TEL 076-225-1517 http://www.pref.ishikawa.jp/kigyoin/index.html		
金沢市	●本社機能強化促進企業立地助成金（平成27年度～平成31年度）	
	情報処理及び情報提供サービスを行う事業者で、次の要件を満たす者 ①指定区域へ新設または増設・移設する施設 ②新設の場合、従業員100人以上かつ新規雇用者20人以上 増設・移設の場合、従業員100人以上増かつ新規雇用者20人以上増	①土地・建物の賃借料 補助率：新設10%、増設・移設7.5% 期間3年間 ②設備経費（用地費、建物・設備整備費、設備移設費） 補助率：新設10%、増設・移設7.5% ※ ①②と合算して限度額2億円 ③新規雇用 新規雇用者数×20万円 限度額：4000万円
【連絡先】 金沢市経済局商業振興課 TEL 076-220-2193 http://www4.city.kanazawa.lg.jp/17002/josei/ritti-josei.html#sinsaijosei		
七尾市	●七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	
	対象業種：コールセンター事業 【要件】 ①投資額：〔新設〕5,000万円以上、〔増設〕3,000万円以上 ②新規地元雇用：〔新設〕5人以上、〔増設〕3人以上	〔新設〕投資額×20% 〔増設〕投資額×10% ※ 石川県補助金の特認と連動した市長特認 〔新設〕10億円（県と合わせて20億円） 〔増設〕5億円（県と合わせて10億円） ・特例加算：〔本社移転〕5%上乗せ、〔地元発注〕5%上乗せ ・限度額：2億円（市長特認は上記のとおり） ・雇用助成金 【市内在住の新規常用雇用者の採用】：1人につき50万円（限度額：2,000万円）
【連絡先】 七尾市産業部産業振興課 TEL 0767-53-8565 http://www.city.nanao.lg.jp/		
小松市	●企業立地助成金	
	対象業種：コールセンター 交付要件：新設又は増設を行う事業で、投下固定資産総額が1億円以上で、かつ、新規雇用者（本市に住所を有する者に限る。）が20名以上であること。	○助成金額及び助成率 〔新設〕投下固定資産総額の10%以内に相当する額に、賃借料（建物又は償却資産に係る賃借料に限る。）の50%以内の額を加えた額。ただし、賃借料への助成期間は3年までとする。 〔増設〕投下固定資産総額の5%以内に相当する額に、賃借料（建物又は償却資産に係る賃借料に限る。）の25%以内の額を加えた額。ただし、賃借料への助成期間は3年までとする。 ※ 民有地における新設及び増設の助成金額は、上記の2分の1とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 ○限度額 (1)5億円 (2)7億5千万円。ただし、投下固定資産総額50億円以上100億円未満かつ常時雇用者（純増）50人以上の場合。 ※ ただし賃借料への助成額は年間1千万円を上限とする。
	●雇用促進助成金	
	対象業種：コールセンター 交付要件：企業立地助成金に該当する事業者で、かつ本市に住所を有する新規雇用者が5人以上	○助成金額 新規雇用者（市外からの転入者含む）×20万円 ○限度額 2千万円
加賀市	●スマートエネルギー設備導入助成金	
	対象業種：コールセンター 交付要件：企業立地助成金に該当する事業者で、かつ当該事業所のスマートエネルギー設備の導入費用であること。	○助成金額 スマートエネルギー導入の設置に要する経費の20%以内に相当する額。ただし、スマートエネルギー設備の設置に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合は、助成率20%から該当する企業立地助成金の助成率を控除したものをスマートエネルギー設備導入助成金の助成率とする。 ○限度額 1億円
【連絡先】 小松市産業未来部商工労働課 TEL 0761-24-8074 http://www.city.komatsu.lg.jp/5535.htm		
加賀市	●加賀市企業立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：営業開始後1年までに常時使用することとなる新規雇用者（市内新規雇用および本市転入の従業員）の数が15人以上であること。	○助成内容 市内雇用1人につき30万円（初年度のみ） 通信回線使用料の50%（最大3年度） ○限度額 総額2,500万円
【連絡先】 石川県加賀市 企業誘致室 TEL 0761-72-7820 http://www.city.kaga.ishikawa.jp/		

山梨県

岐阜県	●岐阜県企業立地促進事業補助金 コールセンター等に対する補助 ①土地、家屋、償却資産取得の場合 初期投下固定資産額 5,000 万円以上かつ <コールセンター>新規地元常用雇用者 20 人以上 <データセンター、ソリューションセンター>新規地元常用雇用者 5 人以上 ②事業所賃借の場合 <コールセンター>新規地元常用雇用者 20 人以上 <データセンター、ソリューションセンター> 新規地元常用雇用者 5 人以上 ※ ①②いずれも立地市町村の優遇策の適用を受けること。また、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を受けること。 【連絡先】岐阜県商工労働部企業誘致課 TEL 058-272-8370 http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/kigyo-yuchi/11342/hojo-rittisokusin25.html	
	①初期投下固定資産額の 10 分の 1 以内 (限度額: 5 億円) ②操業開始後 60 カ月以内の次に掲げる額 (限度額: 3 億円) a. 事業所賃借料の 2 分の 1 以内 (敷金、権利金等を除く) b. 通信回線使用料の 2 分の 1 以内 (※ コールセンターについては原則として 2,500 万円/年を上限とする) c. 新規地元常用雇用者 1 人につき 30 万円 (雇用期間 12 カ月以上の者を対象とする)	
岐阜市	●岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金 対象業種: コールセンター業 【事業所取得の場合】 ・投下固定資産 (土地、建物、償却資産) 5000 万円以上 ・操業開始日に市内居住従業員 (雇用保険被保険者) が 20 人以上 【事業所賃借の場合】 ・操業開始日に市内居住従業員 (雇用保険被保険者) が 20 人以上 【事業所取得の場合】 (限度額: 合計 5 億円) ・市内居住の正社員 (交付申請時に 1 年以上雇用) 1 人につき 10 万円 (最長 5 年間) ・投下固定資産の取得経費 1/10 以内 (1 年間) ・通信関連経費 1/4 以内 (最長 5 年間) 【事業所賃借の場合】 (限度額: 合計 3 億円) ・市内居住の正社員 (交付申請時に 1 年以上雇用) 1 人につき 10 万円 (最長 5 年間) ・償却資産の取得経費 1/10 以内 (1 年間) ・事業所賃借料 1/4 以内 (最長 5 年間) ・通信関連経費 1/4 以内 (最長 5 年間) 【連絡先】岐阜市商工観光部企業誘致課 TEL 058-265-3989 http://www.city.gifu.lg.jp/22133.htm	
	●大垣市コールセンター等立地促進事業補助金 対象業種: コールセンター、データセンター、ソリューションセンターを設置する事業 補助要件: ①ソフトラビージャパン (センタービル、アネックス、ワークショップ 24) に入居すること ②市民を新たに 10 人以上 (データセンター、ソリューションセンターは 3 人以上) 常用雇用すること ③岐阜県企業立地促進事業補助金交付要綱による承認通知がなされること。 助成内容: ①事業所の賃借に支払った経費の 1/4 以内 ※ 敷金・礼金等除く ②設備に対する固定資産税 (償却資産) 相当額 ③通信回線を使用した経費の 1/8 以内 ④市民の新規常用雇用者が操業開始日から引き続き 1 年間雇用された場合、1 人につき 18 万円 補助期間: ①～③ 5 年間 ④ 1 年間 (操業開始後 1 年後に交付) 限度額: ①～③ 100,000 千円 (5 年の通算額) ④ 18,000 千円 その他: 事前に指定を受ける必要あり 【連絡先】大垣市経済部産業振興室 TEL 0584-47-8609 http://www.city.ogaki.lg.jp/0000007538.html	
静岡県	●静岡県企業立地促進事業 (事務所賃借事業) 補助金 市内において、コールセンターの業務を行うために事務所を賃借する企業に対し、賃借料の一部を助成する ①本市に事務所を有しない企業が、市内において新たに事務所を賃借すること ②事務所の賃借契約期間が 2 年以上であること ③事務所の床面積が 300 m ² 以上または従業員の数が 30 人以上であること ④事務所で行う業務について、概ね 1 年以上の実績を有すること ①建物賃借料の 1/2 × 2 年間 (敷金・礼金・保証金・権利金・不動産仲介手数料・火災保険料等の直接事務所の賃借に要しない経費を除く) 限度額: 1,000 万円 (1 年度につき 500 万円)	
	●静岡県企業立地促進事業 (コンタクトセンター開設事業) 補助金 市内において、新たにコンタクトセンターを開設する企業に対し、賃借料や事務所開設経費等の一部を助成する ①おおむね 1 年以上の事業実績を有すること ②従業員 20 人以上又は床面積 150 m ² 以上のコンタクトセンターを新規開設すること ③静岡市と企業立地進出協定を締結していること ④③の協定締結後、1 年以内に開設すること ⑤事務所の賃借契約が 2 年以上であること ①建物賃借料の 1/2 × 3 年間 (敷金・礼金・保証金・権利金・不動産仲介手数料・火災保険料等の直接事務所の賃借に要しない経費を除く) 限度額: 1,500 万円 (1 年度につき 500 万円) ②事務所開設経費の 1/2 × 3 年間 (建物改修経費、事務機器・通信機器の購入・賃借料等) ③新規雇用従業員人数 × 25 万円 × 3 年間 (2 年目以降は純増分) ④本市転入従業員人数 × 25 万円 × 3 年間 (2 年目以降は純増分) 限度額: ②、③、④の合算で 6,000 万円 (1 年度につき 2,000 万円)	
奈良県	●奈良県情報通信関連企業立地促進補助金 ・情報サービス業、インターネット附属サービス業、デジタルコンテンツ業、データセンターについては県内新規雇用者 5 人以上 ・コールセンター、バックオフィスについては県内新規雇用者 20 人以上 ・地域牽引事業として知事の承認を受けた事業のうち国による先進性の確認を受けたもので、平成 31 年 3 月 31 日までに着工 (オフィスの賃借、雇用契約の締結など) し、着工の日から原則として 2 年以内に操業を開始 (着工後、県内新規雇用者数要件を満たすこと) する事業 ①県内新規雇用者に対して 1 人あたり 50 万円 ②県内新規雇用者に対する研修経費の 50% (上限 30 万円/人) ③オフィス賃料の 50% (上限 1,000 万円/年) ④施設建設・機器等の設備投資費用が 3,000 万円以上の場合、投資額の 10% ⑤付帯経費の 5% ⑥施設改修費用の 50% (上限 1.5 万円/m ²) ⑦求人広告経費・人材紹介経費の 50% (上限各 100 万円) ※ ①～③については操業から 5 年間 ※ ⑦については操業開始後 1 年以内の経費 【補助限度額 3 億円】 ※ ただし、知事が特に認める場合 イ) 県内新規雇用者が 50 人以上: 限度額 5 億円 ロ) 県内新規雇用者が 100 人以上: 限度額 10 億円 【連絡先】奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 TEL: 0742-27-8872 URL: http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=2652	
	【連絡先】奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 TEL: 0742-27-8872 URL: http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=2652	

次のコールセンターは、 静岡市へ！

立地をご検討のみなさま、
静岡市のごと、好きになっちゃってください。

静岡市企業立地宣伝キャラクター「ジニア」

助成制度

最大3年間
7,500万円助成

- 事務所開設経費 1/2
- 建物賃借料 1/2
- 新規雇用等 25万円/人

※補助要件あり

人づくり

市内コールセンター向け
オペレーター人材育成講座
を実施しています

仕事づくり

コールセンターの
仕事を生み出すセミナー
を開催しています

お気軽にお問い合わせください！

経済局商工部産業振興課 (企業立地係)
静岡市清水区旭町 6 番 8 号 TEL: 054-354-2407

 **静岡市**

和歌山県	和歌山県	●和歌山県の助成制度 試験研究施設、オフィス施設 ①雇用奨励金 ②立地奨励金 ③通信補助金 ④オフィス賃借補助金 ⑤航空運賃補助金 ・新規地元雇用者と転入雇用者の総数 5 人以上（紀南地域等は 3 人以上） ※ 新規地元雇用者と転入雇用者は正社員（期間の定めのない雇用契約を締結した労働者で、健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入者）に限る ①（新規地元雇用者数＋転入雇用者数）×30 万円（3 年間適用） ②投下固定資産額等×30%（1 千万円以上である場合に限る・事業用の賃借額を含む） ③通信回線使用料×50%（3 年間適用） ④賃借料×50%（3 年間適用） ⑤東京・南紀白浜の航空機を利用した回数×6,000 円（3 年間適用、新規立地企業の経営者及び被雇用者が業務上利用した場合に限る） 累計限度額：新規地元雇用者と転入雇用者の総数 20 人未満：1 億円 20 人以上 30 人未満：2 億円 30 人以上：3 億円 【連絡先】和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課新産業立地班 TEL 073-441-2748 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchica/index.html
		●和歌山市の助成制度 特定サービス事業（平成 32 年 2 月末まで） ①設置奨励金 ②雇用奨励金 ③環境整備奨励金 ④用地取得奨励金 ⑤オフィス奨励金 ・新規雇用者 5 人以上 ・事業所の正社員純増数 5 人以上 ・全事業所の正社員数が合計で 21 人以上 ・直近決算時の売上が正社員 1 人あたり 1,200 万円以上 ①固定資産税・都市計画税相当額の 3 倍（用地・建物・設備）（2 億円限度） ②新規雇用者の数と正社員純増数のうち少ない人数×60 万円（4 千万円限度） ③新たに設置される緑地に係る工事費用×50%（1 千万円限度） ④事業所用地の購入費×10%（2 億円限度） ⑤オフィス賃借費用×50%（各年度 1 千万円限度、3 年間適用、和歌山市指定まちなかエリア内の立地に限る） 【連絡先】和歌山市産業交流局産業部産業政策課企業立地班 TEL 073-435-1040 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1001189/index.html
田辺市	田辺市	●田辺市の助成制度 情報通信業（コールセンター、データセンターに係るもの） ①事業所等設置奨励金 ②雇用奨励金 ③経営支援奨励金 ④指定公有地無償貸付 ・投下固定資産総額 3 千万円以上（中小企業の場合は、1 千万円） ・新規雇用者及び転入雇用者 3 人以上（市長が認めるものについて、上記投下固定資産要件は不問） ①ア、固定資産税相当額（5 年間） イ、立地に必要な施設の改修を行ったとき、施設改修費の 1/3（500 万円を限度） ②新規雇用者 1 人あたり 15 万円（2 年目以降は純増分を対象とし、3 年間で 100 人を限度） ③ア、県融資制度のうち、新規開業資金又は成長サポート資金の利用に伴う信用保証料相当額 イ、操業開始後 1 年以内に 3 人以上継続して雇用する場合、民間施設の賃借料及び通信回線使用料の 1/2（3 年間で各期間 1000 万円を限度） ※ 県の賃借料補助及び通信回線使用料補助を受けた場合は、上記イの補助率は 1/4 ④投下固定資産総額の予定額が 2 億円以上、かつ、新規雇用者 10 人以上である場合無償貸付対象地域で市が指定した市有地を無償貸与（7 年間限度） 【連絡先】田辺市商工振興課 TEL 0739-26-9970 http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/ricchi_sien.html
		●白浜町の助成制度 ①企業誘致促進助成金 ②雇用奨励金 ・土地・家屋の取得 ・3 人以上の正社員雇用 ①ア、閉鎖中の宿泊施設を取得した場合 固定資産税の 1/2 相当額（5 年間） イ、新たに新増設した場合 固定資産税の 2/5 相当額（5 年間） ②正社員雇用 1 人につき 10 万円（町内在住者に限る）（1 回限りで 1 千万円限度） 【連絡先】白浜町総務課 TEL 0739-43-5555 http://www.town.shirahama.wakayama.jp/gyousei/jigyosha/1452760032377.html
島根県	島根県	●島根県企業立地促進条例に基づく企業立地の促進を図るための助成 島根県は松江市及び出雲市以外のエリアに、小規模なコールセンターの進出を期待しています 助成金受給要件：県条例に基づく立地計画の認定が行われること ①企業立地促進助成金（投資助成と雇用助成） ・投資助成：投資額を基準とした助成 増加固定資本額 1,000 万円以上 ・雇用助成：雇用増を基準とした助成 増加雇用従業員数 5 人以上 19 人以下 ②家賃補助金 立地計画の認定が要件で、県内において従業員 5 人以上（うち常用従業員 3 人以上）新たに雇用すること ③大規模コールセンター補助金 立地計画の認定が要件で、新規常用従業員 20 人以上を雇用すること ※ 雇用助成の代わりに通信料やシステム利用料を補助します ※ 詳細については下記連絡先までお問い合わせください ①企業立地促進助成金 ・投資助成（助成限度額 7 億円） 助成額＝増加固定資本額×助成割合 新設：助成割合 15%～30% 増設：助成割合 10%～15% ・雇用助成（助成限度額上限なし） 助成額＝増加雇用従業員数（常用）×130 万円 増加雇用従業員数（契約）×65 万円 ②家賃補助金（補助限度額 2,000 万円/年） 家賃に係る経費に対して、1/2 の補助を 5 年にわたって行います ③大規模コールセンター補助金（上限 5,000 万円/年、下限 50 万円/年） 利用料金に対して、1/2 の補助を 5 年にわたって行います 【連絡先】島根県企業立地課 TEL 0852-22-5295 kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp
		●岡山市都市型サービス産業推進事業補助金 ・岡山市内でコールセンター（インバウンド業務）、バックオフィス、ソフトウェアハウス、その他情報サービス業等を行う法人 ・当該法人の主たる事業を引き続き 3 年以上操業していること ・市税を完納していること 【新設】岡山市民を新たに 20 人以上常用雇用すること（ソフトウェア業に該当する場合は 10 人以上） 【増設】岡山市民を新たに 10 人以上常用雇用することにより既に雇用している常用雇用者と合わせて 20 人以上とすること ※ 常用雇用…岡山市内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者 1. 助成内容 【ソフト支援】（補助率 100%） ・研修期間中の賃金（通勤手当を含む） （1 人当たり 1 月 30 万円、3 ヶ月を上限とする。） ・研修にかかる費用 ※ 対象は、新規常用雇用者のうち、岡山市に住所を有している者 【ハード支援】（補助率 50%） ・事業所整備費（施設整備費、事務機器購入費）又は賃料の 12 か月分 2 限度額 【ソフト支援＋ハード支援】上限額 3,000 万円（増設の場合、2,000 万円） ※ ハード支援は上限額 1,000 万円（増設の場合、500 万円） 【連絡先】岡山市産業観光局商工観光部産業政策課 TEL 086-803-1328 http://www.city.okayama.jp/keizai/kigyouricchi/index.html
広島県	広島県	●広島県地域活力創出型オフィス誘致促進助成要綱 ●地域活力創出型オフィス誘致促進事業（平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで） ○情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業 ○広島県内の市町が同種の助成をする場合 ○新規雇用常用労働者 3 人以上（県外の事業場等から新たに転入する者を含む。） ※ 事業場等に係る工事に着手する日の 1 月前までに奨励指定申請書を提出すること ○オフィス賃借料 オフィス賃借料×県内の市町と同率・同期間/限度額：県内の市町と同額 ○通信回線使用料 通信回線使用料×県内の市町と同率・同期間/限度額：県内の市町と同額
		●広島県内投資促進助成要綱 ●企業人材転入事業（平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで） ○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの ○本社機能（本社、研究所、研修施設等）を広島県内に移転した場合 ○本社等に勤務する 3 人以上の常用雇用者を広島県内に異動させ、移転先の事業所等の従業員数が 3 人以上増加する場合。（住民票を県内に異動し 1 年以上継続） ○一社一回限り ※ 事業場等に係る工事に着手する日の 1 月前までに奨励指定申請書を提出すること ○県外から異動となる常用雇用者 1 人当たり 100 万円 （異動者の家族（配偶者並びに従業員から 1 親等以内）を含む。） ○初期コスト（オフィス改修費、テレビ会議システムなど）の 1/2 ○限度額は、上記 2 つを合わせて 1 億円
広島県	広島県	●広島県内投資促進助成要綱 ●研究開発機能拠点化事業（平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで） ○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの ○研究開発部門を広島県内に新設した場合、もしくは企業が出資し、研究開発型の子会社を広島県内に新設した場合 ○常用雇用の研究開発者の異動（住民票を県内に異動し 1 年以上継続）、または新規雇用の研究開発者を合わせて 3 人以上とし、移転先の事業所等の従業員数が 3 人以上増加する場合 ○一社一回限り ※ 事業場等に係る工事に着手する日の 1 月前までに奨励指定申請書を提出すること ○県外から異動となる研究開発者または新規雇用常用労働者 1 人当たり 100 万円 （異動者の家族（配偶者並びに従業員から 1 親等以内）を含む。） ○人材確保経費（人材紹介手数料、外国人研究者採用経費など）の 1/2 ○初期コスト（オフィス改修費、テレビ会議システムなど）の 1/2 ○限度額は、上記 3 つを合わせて 1 億円
		【連絡先】広島県商工労働局県内投資促進課 TEL 082-513-3376 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kigyourittiguide/

広島市	●広島市企業立地促進補助制度（平成29年4月1日～平成31年3月31日） 広島市内に建物賃借してコールセンターを新設又は移転する企業で、下記の条件を満たすもの。 ・広島広島都市圏域内初立地又は大規模雇用（新規常労働者数50人以上） ・常労働者数10人以上かつ広島広島都市圏域全体で10人以上増加。 ※ 操業開始日及び操業開始日から1年経過する日において満たすこと。 ・オフィスの賃料年額 × 補助率 1/2 × 3年間（限度額1,000万円 × 3年間） ※1年度ごとに交付。 【連絡先】 広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課 TEL 082-504-2241 http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1490871610985/index.html
	●ソフトウェア業等誘致促進事業 呉市在住の新規雇用従業員を3人以上雇用 ①新規雇用従業員 助成額：正社員50万円/人、パート20万円/人・5年間 ※ 初年度新規雇用3人以上、2年目以降純増分 限度額：なし ②設備取得費 助成額：50%（改修費、備品購入費等） 限度額：2,000万円 ③通信回線使用料 助成額：50%・5年間 限度額：1,000万円/年 【連絡先】 呉市産業部商工振興課 TEL：0823-25-3310 http://www.city.kure.lg.jp/~ricchi/
尾道市	●情報サービス事業等誘致事業（H35.3.31まで） ①賃賃借により市内にコールセンターを設置するもの ②操業開始に伴い常時雇用する市内在住の従業員が10人以上（ただし7人以上は新規雇用） ①事務所賃借料の50% × 3年間（限度額：各年度100万円） ②通信回線使用料の50% × 3年間（限度額：各年度200万円） ③市内在住の新規雇用者数 × 30万円（限度額：3千万円） 大企業の場合は、10人以上の市内在住の従業員を新規雇用する場合 【連絡先】 尾道市産業部商工課 0848-38-9182
福山市	●福山市企業立地促進条例適用事業（平成33年度末まで） 特定業務施設 ○立地場所：市内全域 ○投下固定資産総額：5,000万円以上 ○常用従業員：新設…3人以上、増設…新規2人以上 ○当該施設の操業を開始した日から1年間当該雇用人数が維持されるものであること 情報サービス事業所 ○立地場所：市内全域 ○常用従業員：新設…5人以上、増設…新規3人以上 ○事業所設置奨励金の交付を受けるまでの間、当該雇用人数が維持されるものであること コールセンター ○立地場所：市内全域 ○常用従業員：新設…20人以上、増設…新規10人以上 ○事業所設置奨励金の交付を受けるまでの間、当該雇用人数が維持されるものであること ●特定業務施設 ○特定業務施設を新設し、県外の特定業務施設から3名以上異動させ、異動先の従業員数が3名以上増加する場合 ・県外からの異動従業員（家族（配偶者＋1親等以内）含む）×1人当たり50万円 ・県内（市内除く）からの異動従業員（家族含まず）×1人当たり30万円 ・投下固定資産総額の50% 限度額：合計5,000万円 ○その他の場合 ・県内（市内除く）からの異動従業員（家族含まず）×1人当たり30万円 ・投下固定資産総額の10% 限度額：合計2,000万円 ●情報サービス事業所、コールセンター 新設 ○投下固定資産総額の50%/限度額：100万円 ○事業所賃借料の50% × 最大3年間/限度額：各年600万円 ○通信回線使用料の50% × 最大3年間/限度額：各年1,000万円 増設 ○投下固定資産総額の50%/限度額：100万円 ○事業所賃借料の50% × 1年間/限度額：600万円 ○通信回線使用料の50% × 1年間/限度額：1,000万円 【連絡先】 福山市経済環境局経済部企業誘致推進課 TEL:084-928-1124 http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kigyo/
三次市	●三次市オフィスビジネス系事業所設置奨励金（平成32年度末まで） 事業所等を市内に新増設し、事業を開始時に新規雇用労働者を、情報サービス業及びインターネット付随サービス業の場合3人以上、コールセンター業の場合は10人以上を雇用すること ■賃借料、通信回線使用料への補助 ①助成率 各50% ②助成期間 5年間 ③限度額の設定 500万円以内/年間 ※ 賃借料、通信回線使用料を合せて。 ■雇用奨励金 ①助成額 1人あたり100万円 ②助成期間 3年間 ③限度額の設定 なし ④条件 操業開始後3年間で雇用した従業員を対象とし、1年以上の雇用実態があり、三次市に住所を有する者の数に応じて交付。1人につき1回限り 【連絡先】 三次市産業環境部商工労働課企業誘致係 TEL：0824-62-6621
東広島市	●サテライトオフィス等誘致促進助成金 事務所等を市内に新増設（賃賃による設置を対象）し、新規雇用従業員を1人以上（市外からの転入者を含む）を雇用すること ・オフィス賃料や通信回線使用料等の30%（上限額500万円）で、助成期間は3年間。 ・操業遵守期間は、5年間。 【連絡先】 東広島市産業部産業振興課 TEL：082-420-0921 http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/5/4/13270.html
安芸高田市	●サテライトオフィス等誘致事業 ・市内の空き家、空き公共施設、空き店舗等を利用し、新たに拠点を整備した者 ・新規雇用常労働者3人以上 ・情報サービス事業所 ・建物改修費（100万円を上限に1回限り） ・設備費（200万円を上限に1回限り） ・賃借・通信費（各年度50万円を上限に3年間） ※1/2補助 【連絡先】 安芸高田市産業振興部商工観光課 TEL：0826-47-4024 http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syoukou/u525/
府中町	●府中町地域活力創出型オフィス誘致促進助成金（平成32年度末まで） [1] サテライトオフィス（シェアオフィスやコワーキングスペースの運営も含む。） [2] 情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業で、新規雇用労働者3人以上（うち1人は町内。社員の転入も可。） ・家賃、通信費を合わせて月5万円以内、3年間（最大180万円） ・補助率は対象経費に対して左記 [1] は10/10、[2] は1/2 【連絡先】 府中町生活環境部町民生活課 TEL：082-286-3128 http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/shoukou/
山口県	●山口県情報・通信産業等支援補助金 ◇対象業種：ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、コールセンター業等 ◇対象要件：事業所等を新たに県内に設置し、本格操業開始後3年以内の者 新規雇用従業員数5人以上 ◇対象地域：県下全域（制度を整備した市町） ①（通信回線使用料＋家賃）×1/2以内 ②新規雇用従業員数 × 15万円以内 限度額：①2千5百万円（1年間）最長3年間 ②1回限り ※ 市町に対し補助 【連絡先】 山口県商工労働部 企業立地推進課 TEL 083-933-3145 http://kigyo-r.pref.yamaguchi.lg.jp/

CCAJの公式Facebookのご紹介

協会では、公式Facebookでも情報発信を行っています。情報収集にご活用いただくとともに、多くの方への周知などのご協力をお願いいたします。URLは、<https://www.facebook.com/callcenterassociationofjapan>で、協会のホームページにあるバナーからもアクセスできます。ご確認いただき、ご意見・ご感想をお寄せください。

下関市	●下関市企業立地促進条例に基づく奨励金制度 対象：情報通信業中、規則で定めるもの及びコールセンター業（インハウス型を含む）、バックオフィス 補助要件：新規常用従業員10人以上、5年以上の操業 1. 回線通信料等奨励金 操業開始日から3年間 2. 雇用奨励金 ①事業所の操業開始日前1年から操業開始日後2年までの間に採用 ②本市に在住の者 ③操業開始日後の雇用期間が1年以上 ※2年目及び3年目は、前年より従業員が5人以上増加した場合に限り交付する。	○助成内容 1. 回線通信料等奨励金／年2千万円限度 ①自らの事業に供するための各月ごとの回線使用料の1/2相当額 ②賃貸借した事業所の各月ごとの賃貸借料（敷金、共益費、経費は除く）の1/2相当額 2. 雇用奨励金／1人1回限り、300人限度（3年間） 正社員1人につき 最大65万円 非正社員1人につき 最大30万円
	【連絡先】 下関市産業振興部 産業立地・就業支援課 TEL 083-231-1357 http://shimonoseki-kigyorich.jp/	
宇部市	●宇部市情報・通信産業等立地促進補助金 ◇対象業種：ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、コールセンター業等 ◇対象要件：法人等として3年以上の事業活動実績がある市外事業者が、事業所等を新たに設置した場合 新規雇用従業員数5人以上 ◇対象地域：市内全域	
	●宇部市まちなかオフィス等立地促進補助金 ◇対象業種：情報通信業等 ◇対象要件：法人等として3年以上の事業活動実績がある市外事業者がオフィス等を新たに設置した場合 常用従業員数2人以上（うち1人は宇部市に住所を有する者を新規雇用） ◇対象地域：中心市街地・中央町地区	①（通信回線使用料＋家賃）×1/2以内 ②新規雇用従業員数×30万円以内 限度額：①2千万円（1年間）最長3年間 ②3千万円 1回限り ①家賃×1/2以内 ②新規雇用従業員数×20万円 ③特別奨励補助金 一定の要件を満たす場合 設備投資額×1/2以内 限度額：①月額 中心市街地5万円、中央町地区10万円（3年間） ②中心市街地5人、中央町地区10人 1回限り ③中心市街地500万円、中央町地区1,000万円
山口市	【連絡先】 宇部市商工水産部 雇用創造課 TEL 0836-34-8361 http://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/sangyou/kougyou/index.html	
	●情報関連産業等支援補助金、情報関連産業等雇用促進補助金、情報関連産業等施設整備補助金 ◇対象業種：ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、コールセンター業等 ◇規模要件：新規雇用従業員数5人以上 ◇対象地域：市内全域	●情報関連産業等支援補助金 ◇（通信回線料・事務所賃借料・研修費）×1/2 ◇限度額 2千万円（1年間） 最長3年間 ※ 投下固定資産総額3千万円以上、新規雇用従業員数30人以上の場合は、限度額5千万円（1年間） 最長3年間 ●情報関連産業等雇用促進補助金 ◇新規雇用従業員数×40万円（新規学卒者の場合50万円） ※ 当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民 ◇新規雇用短時間従業員×30万円 ※ 当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民 ◇限度額なし ●情報関連産業等施設整備補助金 ◇OAフロア化、高速通信回線導入に要した費用×1/2 ◇限度額 200万円 ※ 情報関連産業等支援補助金、情報関連産業等雇用促進補助金の対象となる企業が進出（入居）するオフィスビル等の所有者又は立地（進出）企業
●小郡都市核オフィス等立地促進補助金 ◇対象業種：事業者が自らの事業に係る事務処理業務や営業活動拠点等として使用する施設であって、以下の事業以外のもの ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業 ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業 ・不特定多数の個人を対象にオフィス等で物品や役務、サービス等を提供する事業 ・その他市長が要綱の目的に合致しないと認める事業 ◇対象要件：本市に支店・営業所等を新たに開設する法人 法人の主たる業務を継続して3年以上営んでいること 延床面積30平方メートル以上 常用従業員数5人以上 ◇対象地域：小郡都市核（「山口・小郡都市核づくりマスタープラン」に定める区域）		
●オフィス等支援補助金 ◇事業所賃借料×1/2 ◇限度額 120万円（1年間） 最長3年間 ●オフィス等雇用促進補助金 ◇新規雇用従業員数×20万円、転勤者数×10万円 ※ 常用従業員で山口市の住民 ◇限度額 100万円 1回限り		
【連絡先】 山口市経済産業部産業立地推進課 TEL 083-934-2813 http://www.oidemase-yamaguchi.com/		



女性の就活支援も好評です。

コールセンターは下関！

手厚い優遇制度

人材が豊富

1.人件費

正社員一人につき

最大 **65万円**

※対象要件あり。

2.通信料

通信使用料

1/2

※対象要件あり。

3.人材

一般事務員有効求人倍率

0.57

※出典：ハローワーク下関
※2018年4月現在

下関市産業立地・就業支援課
下関市上田中町1-16-3 TEL 083-231-1357

下関市 立地支援制度

検索

<http://shimonoseki-kigyorich.jp/>

徳島県	周南市	●周南市まちなかオフィス立地促進事業補助金 ◇対象業種：情報通信業等 ◇対象要件：対象地域の物件を賃貸借契約し、オフィスを新規開設すること 新規雇用従業員数 3 人以上 ◇対象地域：中心市街地（徳山駅前） ①（オフィスの賃借料＋駐車場（2 台まで）の賃借料）×1/2 以内 ②新規雇用従業員数 ×20 万円（周南市に住所を有する者に限る） 限度額：① 150 万円（1 年間） 最長 3 年間 ② 200 万円 初年度限り	
		●周南市情報・通信産業等支援補助金 ◇対象業種：ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、コールセンター業等 ◇対象要件：事業所の新規開設（市内事業所の移転等は除く。）であること 新規雇用従業員数 5 人以上 ◇対象地域：都市機能誘導区域（徳山駅前、新南陽駅前） ①（通信回線料・事務所賃借料）×1/2 ②（研修費）×1/2 ③新規雇用従業員数 ×30 万円（非正規従業員：15 万円） ※ 周南市内に居住し、本格操業開始後 1 年以上の雇用実績を有している者で、雇用保険に該当する者 限度額：①② 合計で 2 千万円（1 年間） ①最長 3 年間、②初年度のみ ③同一の新規雇用従業員に対して 1 回限り、3 千万円（1 年間）（3 年度間） 【連絡先】周南市経済産業部 商工振興課 TEL 0834-22-8373 http://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/32/	
徳島県	徳島市	●コールセンターに対する優遇制度 コールセンター（インバウンドを主体とした事業） 助成対象：新設事業所であって、新規地元雇用される者が操業開始の日から 1 年以内に 10 人以上であること ※ 過疎地域においては、住民票の異動（県外→徳島県内）を伴う転勤者（常用労働者）を 5 人まで含むことができる ①新規地元雇用：雇用者 1 人につき 70 万円（期間に定めのない労働者） 雇用者 1 人につき 40 万円（契約社員、パート社員） 助成期間：5 年間 限度額なし ※ 対象者：雇用保険法の被保険者であり、週所定労働時間が 30 時間以上であること ※ 初年度は、新規地元雇用者数を補助。次年度以降は純増分を補助。 ②事業所賃料：1/2 の助成 限度額：2,000 万円 / 年 助成期間：5 年間 ③専用通信回線使用料：1/2 の助成 限度額：2,000 万円 / 年 助成期間：5 年間 ④リース経費：1/2 の助成 限度額：1,000 万円 助成期間：操業開始の初年度のみ ※ 5 年以上の契約機器等が対象 ⑤研修経費：1/2 の助成 限度額：1,000 万円 / 年（委託研修は研修受講者 1 人 10 万円を限度、企業内研修は研修受講者 1 人 5 万円を限度） 助成期間：5 年間 ※ 採用後 6 ヶ月に満たない新規地元雇用者を県内で研修する場合に限る ⑥投下固定資産：1/5 の助成 限度額：2,000 万円 対象：土地を除く投下固定資産（サーバー等で用いるソフトウェアの経費を含む） ※ 操業開始から 1 年以内に整備したものが対象 【連絡先】徳島県商工労働観光部企業支援課 TEL 088-621-2155 https://www.pref.tokushima.lg.jp/promoting/	
		●徳島市企業立地促進条例に基づく情報通信関連事業所の立地に関する奨励措置 対象業種：コールセンター（インバウンド事業）、データセンター、ソリューションセンター、事務処理センター、デジタルコンテンツ、クラウドサービス 助成要件：①市内に事業所を新設する場合であって、新規に地元雇用される者が操業開始の日から 1 年以内に 5 人以上であることが見込まれること ②市内の開業事業所において、事業活動を継続して 5 年以上行うこと。 ①雇用奨励金 奨励金額：交付対象者 1 人につき 40 万円 限度額：4,000 万円 助成期間：5 年間 ②施設整備費補助金 補助額：施設の整備に要した費用の 4 分の 1 に相当する額 限度額：500 万円又は 1 回目に交付する雇用奨励金の額のいずれか低い額 補助回数：1 回限り ③入居施設賃料補助金 補助額：入居する施設の賃料の 4 分の 1 の額 限度額：300 万円（年間） 助成期間：3 年間 ※ 指定区域に事業所を新設する場合に限る。 【連絡先】徳島市経済部経済政策課 TEL 088-621-5225 http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/chiiki_keizai/yuchi/koujo.html	
徳島県	美馬市	●美馬市事業所等設置奨励条例 ◇対象業種：コールセンター、データセンター ◇対象要件：投下固定資産額 3,000 万円（増設・移設は 2,000 万円）以上、新規雇用従業員 5 人以上（増設・移設にあつては 5 人以上、なおかつ 2 割以上の増加） ◇対象地域：市内全域 ①雇用奨励金：新規雇用従業員 1 人につき 40 万円 限度額：4,000 万円 期間：3 年間 ※ 対象者：雇用前に 1 年以上市内に住所を有し、雇用保険法の被保険者であり、1 年以上引き続き雇用している者。初年度は、新規雇用従業員数を補助。次年度以降は純増分を補助。 ②事業所等設置奨励金：施設整備に要した経費 1/2 の金額 限度額：1,000 万円 期間：6 か月以内に 1 回のみ ③人材確保支援奨励金：採用に要した経費の 2/3 の金額 限度額：50 万円 期間：6 か月以内に 1 回のみ ④雇用者研修費奨励金：実務研修に要した経費の 1/2 の金額 限度額：100 万円 / 年（研修受講者 1 人 5 万円を限度） 期間：5 年間 ※ 新規雇用従業員に対して徳島県外で行う実務研修が対象 ⑤事業所設置情報の提供に対する奨励金：投下固定資産額の 1% の金額 限度額：なし 【連絡先】美馬市経済建設部企業応援課 TEL0883-52-1263	
		●コールセンターに対する優遇制度 コールセンター（インバウンドを主体とした事業） 助成対象：情報通信関連企業奨励金の指定企業が、企業を立地し、新規雇用従業員を 10 人以上かつ引き続き 1 年以上雇用したとき。 ①新規地元雇用：新規雇用従業員 1 人につき年額 20 万円（雇用期間に定めのない新規雇用従業員については 1 人につき年額 40 万円）以内の額とし、交付期間は 5 年以内、総額 3,000 万円を限度とする。ただし、2 年目以降は純増員に限る。 ②施設整備：情報通信関連企業奨励金の指定企業が、企業の立地に伴い次に掲げる事業を実施したとき (1) 福利厚生施設の整備 (2) 環境保全施設の整備 (3) その他事業活動に必要な施設の整備 施設の整備に要した経費の 2 分の 1 に相当する額の範囲内とし、交付は 1 回限り、1,000 万円を限度とする。 【連絡先】三好市商工政策課 TEL0883-72-7645	
徳島県	三好市	●情報通信関連企業奨励金 情報通信関連企業奨励金の指定企業（コールセンター又はデータセンターを営む企業）が、企業を立地し、新規雇用従業員を 10 人以上かつ引き続き 1 年以上雇用することを要件とする。 新規雇用従業員 1 人につき年額 20 万円以内の額を交付する。 ・交付期間は 5 年以内 ・総額 3,000 万円を限度とする。 ・2 年目以降は純増員に限る。 【連絡先】東みよし町産業課 TEL 0883-79-5345	
		●香川県企業誘致条例（平成 30 年度～平成 34 年度） 新規常用雇用者 50 人以上（過疎・離島振興地域では 25 人以上） （新規常用雇用者数は、交付申請時に 50 人（25 人）以上在職しており、かつ、交付申請時前 6 か月の毎月末における在職者の平均が 50 人（25 人）以上であること） ・土地を除く投下固定資産額の 10%（3 年間。1 年目は、対象施設業務開始に要する投下固定資産額で対象施設業務開始前 3 年間と業務開始後 1 年間に投下した額。2 年目以降は純増分のみ） ・事務所賃借料、通信回線使用料（専用回線）の 1/2（3 年間） ・通信機器賃借料は 5 年以上のリース機器の初年度分の 1/2（初年度のみ）※ 事務所賃借料、通信回線使用料、通信機器賃借料については、それぞれ年 2,000 万円を限度とする ・新規常用雇用者数 ×30 万円（3 年間。2 年目以降は純増分のみ） ・新規短時間労働者数 ×15 万円（3 年間。2 年目以降は純増分のみ） 限度額：3 年間で 5 億円 【連絡先】香川県商工労働部企業立地推進課 TEL 087-832-3354 http://www.pref.kagawa.jp/kigyoritit/	
香川県	高松市	●高松市企業誘致条例（平成 25 年度～平成 34 年度） ・市内新規常用雇用者 30 人以上（過疎・離島振興地域では 25 人以上） （新規常用雇用者数は、交付申請時に 30 人（25 人）以上在職しており、かつ、交付申請時前 6 か月の毎月末における在職者の平均が 30 人（25 人）以上であること） ・投下固定資産額 ×5/100（3 年間、土地除く。2 年目以降は純増分のみ） ・市内新規常用雇用者数 ×20 万円（3 年間。2 年目以降は純増分のみ） ・市内新規短時間労働者数 ×10 万円（3 年間。2 年目以降は純増分のみ） ・限度額：3 年間で 2 億円 【連絡先】高松市産業振興課立地・創業・イノベーション推進室 TEL 087-839-2412 https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/sangyou/yuchi/index.html	
		●丸亀市企業立地促進条例 ・市内新規常用雇用者 25 人以上 （交付申請時の新規常用雇用者が 25 人以上在職していること） ・新たに課された固定資産税の収納額以内の額（3 年間。土地除く） ・市内新規常用雇用者数 ×20 万円（初年度のみ） ・市内新規短時間労働者数 ×10 万円（初年度のみ） ・限度額：3 年間で 5 億円 【連絡先】丸亀市産業観光課 TEL 0877-24-8844 http://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/i29484/	
香川県	坂出市	●坂出市企業誘致条例 ・市内新規常用雇用者 25 人以上 （交付申請時の新規常用雇用者が 25 人以上在職しており、かつその前 6 か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が 25 人以上在職していること） ・投下固定資産額 ×5/100（3 年間。市有地の場合は土地代含む。2 年目以降は純増分のみ） ・市内新規常用雇用者数 ×20 万円（3 年間。2 年目以降は純増分のみ） ・市内新規短時間労働者数 ×10 万円（3 年間。2 年目以降は純増分のみ） ・限度額：3 年間で 1 億円 【連絡先】坂出市政策課企業立地推進室 TEL 0877-44-5001 http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/seisaku/yuuguu.html	

さ ぬ き 市	●さぬき市企業立地促進条例	
	・市内新規常用雇用者数 25 人以上	・投下固定資産額 × 5/100(3 年間) ・市内新規常用雇用者数 × 10 万円(3 年間) ・市内新規短時間労働者数 × 5 万円(3 年間) ・限度額 1 億円(市有地取得の場合は、2 億円)
	【連絡先】 さぬき市商工観光課 TEL 087-894-1114 http://www.city.sanuki.kagawa.jp/location/system	
東 か が わ 市	●東かがわ市企業立地促進補助金交付要綱	
	・新規常用雇用者 25 人以上 (新規常用雇用者数は、交付申請時に 25 人以上在職しており、かつ交付申請時前 6 か月の毎月末における在職者の平均が 25 人以上であること)	・対象施設延べ面積 × 1 万円 ・市内新規常用雇用者数 × 50 万円 ・市外新規常用雇用者数 × 25 万円 ・市内新規短時間労働者数 × 30 万円 ・市外新規短時間労働者数 × 15 万円 ・助成合計限度額 1 億円 ・固定資産税納付相当額 (5 年間)
	【連絡先】 東かがわ市地域創生課 TEL 0879-26-1276 http://www.higashikagawa.jp/itwinfo/i2294/	
三 豊 市	●三豊市企業立地促進条例	
	・市内新規常用雇用者 5 人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が 5 人以上在職しており、かつその前 6 か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が 5 人以上在職していること)	・固定資産税以内の額(3 年間、2 年目以降は純増分のみ) ・通信機器賃料の年額の 2 分の 1 に相当する額(3 年間) ・事務所賃借料(市の管理する施設を除く)の年額の 2 分の 1 に相当する額 ・通信回線使用料の年額の 2 分の 1 に相当する額 ・求人による経費に 10 分の 1 を乗じて得た額 ・市内新規常用雇用者数 × 20 万円(3 年間、2 年目以降は純増分のみ) ・市内新規短時間労働者数 × 5 万円(3 年間、2 年目以降は純増分のみ) ・限度額: 3 年間で 1 億円
	【連絡先】 三豊市企業立地対策課 TEL 0875-73-3012 http://www.city.mitoyo.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=7202	
土 庄 町	●土庄町企業誘致条例	
	・投下固定資産額(土地を除く)3,000 万円以上 ・小豆郡内新規常用雇用者 25 人以上	・投下固定資産額(土地に係るものを除くものとし、業務開始日の 3 年前の日以後に取得した家屋及び償却資産に係るものを限る)に 5/100 を乗じて得た額 ・年間の建物賃借料に 25/100 を乗じて得た額 ・小豆郡内新規常用雇用者数に 15 万円を乗じて得た額 ・助成額は、指定企業 1 施設につき 3,000 万円を限度とする。
	【連絡先】 土庄町商工観光課 TEL 0879-62-7004 http://www.town.tonosho.kagawa.jp/	
多 度 津 町	●多度津町企業立地促進条例	
	・町内新規常用雇用者 25 人以上	・固定資産税以内の額(3 年間) ・町内新規常用雇用者数 × 20 万円(初年度のみ) ・町内新規短時間労働者数 × 10 万円(初年度のみ) ・限度額: 3 年間で 5 億円
	【連絡先】 多度津町産業課 TEL 0877-33-1113	
愛 媛 県	●愛媛県情報通信関連企業立地促進要綱(平成 31 年 3 月 31 日まで)	
	対象要件 指定事業所に指定後 1 年以内に操業を開始すること 新規雇用 20 人以上(常用労働者に限る) ※ 転勤に伴い県内に住民票を移した者、県外在住で新たに雇用され通勤する者を含む。	①投下固定資産額に係る奨励金交付額: 投下固定資産の 10 ~ 15% (限度額 5 億円) ②事業用資産の賃借料に係る奨励金交付額: 適正な賃借料の 1/2 相当額を交付(限度額年 2,000 万円・期間 5 年以内) ③通信回線使用料に係る奨励金交付額: 適正な使用料の 1/2 相当額を交付(限度額年 2,000 万円・期間 5 年以内) ④雇用促進助成金交付額: 県内新規雇用常用労働者数(正社員) × 50 万円、同(契約社員等、パート等) × 30 万円(限度額 5 億円) ※ 県内転入常用労働者、県外新規雇用常用労働者はそれぞれ 1/2 の額
	【連絡先】 愛媛県経済労働部企業立地課 TEL 089-912-2474 http://www.pref.ehime.jp/h30180/h30180.html 経済労働部企業立地課ページ	
松 山 市	●松山市情報通信関連企業立地促進要綱	
	対象要件 市内に新設し、又は増設すること 専用通信回線等を利用して集約的に業務を行うこと 操業時において新規雇用者 20 人以上	①施設の工事及び機器の購入に係る費用の 1/6 ~ 1/4(10 年以内) ②オフィス及び通信機器等の賃借料の 1/6 ~ 1/4(10 年以内) ③専用通信回線利用料の 1/6 ~ 1/4(10 年以内) ④社員等の教育に係る費用の 1/2(5 年以内) ⑤新規雇用 1 人につき 30 ~ 60 万円(5 年以内) ⑥正社員で松山市に住民票を置いた転勤者 1 人につき 25 万円(1 年以内) ⑦社員の保育所又は託児所利用料について企業が提出する額の 1/2(3 年以内) 限度額: ①+②+③+④= 1 億円 ⑤+⑥= 4.5 億円 ⑦= 500 万円 総額 5.55 億円
	松山市産業経済部地域経済課 TEL 089-948-6549 https://www.dandanmatsuyama.com/business/top.php	
高 知 県	●高知県コールセンター等立地促進事業費補助金	
	新たに県内に次の業務を行う拠点を設けて事業を実施するもの。 対象業務: コンタクトセンター、バックオフィス他	めざすは日本一のおもてなし! ~高知家の家族にならんかえ?~ ☆主な助成制度☆ ○オフィスの賃借料 ○入居時のオフィス改修費 ○情報機器、什器等の購入費に加えてリース料も! ○通信料・通話料 ○新規雇用に対する雇用奨励金(純増分) ○最長 5 年間で総額 1.5 億円の補助限度額(県・市合計) 人材確保の強力なサポートによる、人口の少ない中山間地域での立地実績もあります! 補助率等の詳細について、是非お問い合わせください。
	【連絡先】 高知県商工労働部企業立地課 TEL088-823-9881 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/	
室 戸 市	●室戸市コールセンター等誘致促進条例に基づく企業立地の促進を図るための助成	
	対象事業: コールセンター、事務系企業、ソフトウェア事業 補助要件: 市内でコールセンター等を開設 5 名以上の雇用 補助対象経費: ①土地・家屋の賃借料、②人材育成費用、③雇用者の給与、 ④人材確保に要した経費 補助期間: 操業開始後 5 年間	① 1/2 (限度額 1,000 万円) ②人材育成費用の 3/4 ③スーパードライバー 100 万円/人 正社員 50 万円/人 パート 30 万円/人 ④人材確保に要した経費の 1/2 ※ ①~④の合計が 1 会計年度 2,000 万円を限度額とする
	【連絡先】 室戸市役所産業振興課 TEL 0887-22-5154 HP: http://www.city.muroto.kochi.jp/ e-mail:mr-011200@city.muroto.lg.jp	
南 国 市	●南国市コールセンター等設置奨励金交付要綱(インターネットで閲覧可能です)	
	対象事業: コールセンター、バックオフィス、コンテンツ産業等 対象経費: ①人材育成費用(研修費など) ②新規雇用者の給与(南国市民に限る) ③人材確保に係る費用 ④土地家屋賃借料	①対象経費の 1/2 ~ 3/4 (開催場所による) ②正規社員 90 万円、常用雇用者 60 万円、パートタイム労働者 30 万円 上記のうち、子育て世帯や障害者の場合は、さらに 10 万円 常用雇用者やパートタイム労働者から正規社員に登用された場合、 常用雇用者は 30 万円、パートタイム労働者は 60 万円の追加助成あり ③対象経費の 1/2 (初年度のみ) ④賃借料の 1/2 (限度額は最大 1,500 万円) ※ ①~③については、助成期間は 3 ~ 5 年 交付限度額は最大 4,000 万円で、高知県の助成金と併用できます
	【連絡先】 南国市役所商工観光課 TEL088-880-6560 HP: http://www.city.nankoku.lg.jp e-mail:n-kigyuu@city.nankoku.lg.jp	
福 岡 県	●福岡県企業立地促進交付金	
	【対象業種】 コンタクトセンター 【補助要件】 以下の①②の条件を両方満たすこと (北九州市・福岡市の場合) ①設備投資額 3 千万円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額)または設備機器年間賃借料 6 百万円以上 ②県民の新規雇用 50 人以上 (北九州市・福岡市以外の場合) ①設備投資額 1 千万円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額)または設備機器年間賃借料 2 百万円以上 ②県民の新規雇用 10 人以上	○交付内容 ①設備投資額(用地取得費を除く)の 2% ②業務施設の年間賃借額(敷金、権利金を除く)の 1/2 ③設備機器の年間賃借額の 1/2 ④操業開始から 1 年間に新規に常用雇用した県民 1 名あたり 30 万円 上記①~④の合計に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる 限度額: 1 億円 ○市町村の財政力指数 0.77 以上の場合、交付率 1/2 0.63 以上 0.77 未満の場合、交付率 3/4 0.63 未満の場合、交付率 1
	【連絡先】 福岡県商工部企業立地課企業誘致係 TEL 092-643-3441 http://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp/	

会員専用ページに各種データをアップしています

http://ccaj.or.jp/member_top.html

当協会の会員専用ページでは、今号に掲載した「地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧」のエクセルデータ、「SV 意見交換会のレポート」などの協会関連情報を会員限定で公開しています。ぜひ、ご活用ください。

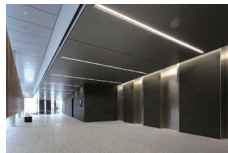
なお、閲覧には「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ご希望の会員は事務局までお問い合わせください。

福岡市	●福岡市立地交付金（コールセンター分）	
	1. 対象分野 電話やインターネット等の通信回線、PBX(Private Branch exchange)やCTI(Computer Telephony Integration)等のシステムを用いて、相談、案内、受注等の顧客対応を集約的に行う業務（データセンター、BPOセンター等） 2. 要件 ①基準規模 延床面積：300㎡以上 かつ 常用雇用者：30人以上 ②大規模 延床面積：1,000㎡以上 かつ 常用雇用者：100人以上 ※ 常用雇用者とは、雇用保険法の適用を受ける従業員 3. 事業継続期間 操業開始後、賃借型企業立地の場合には5年間、所有型企業立地の場合には10年間事業継続すること。 4. 操業時期 立地交付金の認定申請の日から賃借型企業立地の場合は1年以内、所有型企業立地の場合は3年以内に事業を開始すること。	
北九州市	【賃借助成・投資助成】 ●賃借助成（賃借型企業立地の場合） ①基準規模 年間賃借額の1/4を1年間 上限額：1,500万円（㎡あたり4,000円／月を限度） ②大規模 年間賃借額の1/4を2年間 上限額：年2,500万円（㎡あたり4,000円／月を限度） ●投資助成（所有型企業立地の場合） ①基準規模 土地、建物、機械装置等の取得額の5% 上限額：1億円 ②大規模 土地、建物、機械装置等の取得額の10% 上限額：10億円 ※ 土地への助成は重点地域の本市所有地を取得した場合に限る。 【雇用助成】 ●賃借型、所有型企業立地共通（上限額：5,000万円） ・福岡市民の正社員 50万円／人 ・福岡市民のその他常用雇用者 15万円／人 ・福岡市民以外の正社員 10万円／人 ・福岡市民以外のその他常用雇用者 5万円／人	
	【連絡先】福岡市経済観光文化局 TEL 092-711-4327 http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/k-yuchi/business/kigyouri.html	
久留米市	●オフィス立地促進補助金 市内オフィスビルへ事業所を新たに開設（賃借）する企業。 対象業種：コンタクトセンター、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所 要件：新規常用雇用者が10人以上（市のインキュベーション施設に入居する場合は3人以上）	
	【設備投資に対する補助】立地後3年間の年間賃借料（共益費含む）の1/2 ※ 交付上限額：3年間で上限額1千5百万円（3年間の雇用計画100人を超える場合は1億5千万円） 【雇用に対する補助】立地後3年間の交付対象者1人あたり30万円（短時間労働者は15万円） ※ 対象者：新規雇用者のうち1年以上勤務し、1年以上北九州市内に住所を有しているもの。 ※ 各年において純増者数に限る。 ※ 交付上限なし	
長崎市	●企業立地促進補助金 市内に事業所を新たに開設する企業。 対象業種：情報処理サービス業、情報提供サービス業ほか 要件：新規常用雇用者が5人以上（市内中小企業者等は3人以上）	
	【設備投資に対する補助】 ①取得分：設備投資額（用地取得費を含む）の2%～3% ②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ） ※ ①②の合計額で、上限10億円 【雇用に対する補助】交付対象者1人あたり30万円（短時間労働者は15万円） ※ 対象者：新規雇用者のうち1年以上勤務し、1年以上北九州市内に住所を有しているもの。 ※ 交付上限なし	
佐世保市	【連絡先】北九州市産業経済局企業立地支援課 TEL 093-582-2065 https://kitakyu-kigyorichi.jp/	
	●久留米市産業振興奨励金（コールセンター補助金） 対象業種：コールセンター事業 補助要件：常時従業員数20人（中小企業等は5人）以上、かつ市民の新規雇用者数5人以上	
佐世保市	○助成内容 ①年間賃借料及び年間共益費（敷金等を除く）×50%（3年間） ※ ①上限：1年間500万円 ②設備機器・備品の取得費、事業所設置工事費×50%（3年間） ※ ②設備機器・備品の年間賃借料×50%（3年間） ※ ③④合計上限：1年間800万円、かつ総額2,000万円 ⑤市民の新規雇用者数×30万円 ※ ⑤上限：なし	
	【連絡先】久留米市商工観光労働部企業誘致推進課 TEL 0942-30-9135 http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1070sangyou/2050yuuchi/3020yuuguuseido/2015-0416-1038-187.html	
佐世保市	●オフィス系企業誘致事業補助金 ■対象企業 立地協定を締結する県内に事業所の新設等を行い、情報処理・集約型業務、高度情報関連業務又は事務管理等業務を単独若しくは複合的に行う企業及びこれらの企業のためにビルを整備する企業 ①情報処理・集約型業務：事務センターやコールセンター等の業務 ②高度情報関連業務：ソフトウェア開発等の業務 ③事務管理業務：自社における一般事務、会計事務等の業務 ■補助要件 (1)上記①又は③の業務を行う企業：雇用50人以上（過疎地域25人以上）、投資2千万円以上 (2)上記②の業務を行う企業：雇用11人以上（過疎地域5人以上）、投資1千万円以上 (3)上記①～③の業務を複合的に行う企業：雇用50人以上（過疎地域25人以上）、投資2千万円以上 ※ ③の業務を行う企業が正社員を10人以上雇用する場合は、投資1千万円以上とする。 ※ 離島は投資要件なし	
	■助成額 (a) 通信費の1/2（年間4千万円を上限） (b) 賃借料の1/2（坪単価1万円／月を上限） (c) 雇用1人あたり30万円（1人につき1回のみ） ※ 事業開始時の雇用人数が100人以上の場合は50万円 ※ 県内に住所を有する新規雇用者・転勤者で雇用保険被保険者が対象 ※ 新規雇用者には契約・派遣を含む (d) 設備投資額の1/10以内（3年以内に支出した経費） ※ リースの場合は、1年以内に締結したリース契約に基づき支払う3カ年分を対象 (e) 立地企業が自社ビルを建設する場合は雇用人数に応じて施設整備額の5%～20%以内、立地企業と施設整備企業が別の場合は施設整備企業に対し施設整備費の15%以内 (f)(a)～(d)は3年間助成、(e)は初年度のみ ※ 離島地域割増(a)(b)(d)(e)の50%加算、(c)の100%加算 ※ 半島地域割増(a)～(e)の50%加算 ■限度額（3年間の助成限度額） (1) 離島・半島地域以外 (a)～(d)：3億円（補助対象期間に事業所を移設又は増設する場合は4億円） (e)：2億円 (2) 離島・半島地域 (a)～(d)：4億5千万円（補助対象期間に事業所を移設又は増設する場合は6億円） (e)：3億円	
佐世保市	【連絡先】長崎県産業労働部企業振興課 TEL 095-895-2657（公財）長崎県産業振興財団 企業誘致推進本部 TEL 095-820-8890 http://www.joho-nagasaki.or.jp/invest/	
	●長崎市企業立地奨励条例 ①対象事業者 ・法人税の申告を3年度以上実施している法人又はその連結子会社 ・国内外で5事業年度以上事業活動を行っている外国法人 ・上記の法人に財務及び事業の方針を支配されている法人 ②対象業種 ○造船・自動車等の輸送用機械関連産業 ○産業用機械、新エネルギー環境関連産業 ○情報通信関連産業→コールセンターを含む ○食品関連産業 ○医工連携関連産業 ○陸上養殖業 ○農業 ○その他 ③対象要件（投下固定資産総額、雇用人数） a. 建物建設の場合 中小企業者等-3千万円以上5人以上 大企業-3億円以上10人以上（増設・移設は対象外） b. 建物借上の場合（投下固定資産要件なし） 中小企業者等-5人以上（増設・移設は対象外） 大企業-10人以上（増設・移設は対象外） ※ 投下固定資産総額は、土地・建物・償却資産の取得費用の合計金額。（消費税を除く）。	
佐世保市	a. 建物建設の場合 ■施設等整備奨励金 交付期間5年間（分割交付） 投下固定資産総額の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に下記の割合を乗じた額 □割合 情報通信関連産業については15% b. 建物借上の場合（投下固定資産要件なし） ■建物等賃借奨励金 交付期間3年間（上限10,000円／坪・月） 建物賃借費用（共益費、消費税を除く）に下記の割合を乗じた額 □割合 情報通信関連産業については50% abとも ■雇用奨励金 交付期間3年間 雇用形態 単価（障害者加算） 正規 50万円／人（+50万円） 非正規 30万円／人（+30万円） 短時間 15万円／人（+20万円） ※2日目、3日目は、操業日から1年後、2年後に、それぞれ前年より5人以上増員している場合、交付対象となる ■総限度額 合計10億円	
	【連絡先】長崎市商工部産業雇用政策課 TEL 095-829-1313	
佐世保市	●佐世保市企業立地促進条例（新設：5年間） ○対象要件 1) 大企業 投下固定資産額2,000万円以上かつ対象施設における常用雇用者20人以上 2) 中小企業 投下固定資産額2,000万円以上かつ対象施設における常用雇用者10人以上 ○交付期間：5年間 ※ 要件は交付期間内に達成することが必要。	
	①土地取得奨励金 事業のために取得した土地について、売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額の1/2（限度額：6億円） ②土地等賃借奨励金 土地や建物の賃借料の1/2（限度額：年間2,000万円、5年間の限度額1億円） ③立地奨励金 固定資産税相当額（限度額：3億円） ④雇用奨励金 常用雇用者1人あたり50万円（限度額：2億円） ※ 短時間労働者は1人あたり25万円	
佐世保市	【連絡先】佐世保市企業立地推進局 TEL 0956-25-9638（直通）	

島原市	●島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例 対象要件 ○指定業種 情報サービス業、技術サービス業 ○要件 新設・改修：投下固定資産 2,500 万円以上 新規雇用 5 人以上 増設・移設：投下固定資産 1,000 万円以上 新規雇用 1 人以上 ○立地奨励金 固定資産税相当額の奨励金(3 年間) ○施設整備奨励金 固定資産投下額(土地代除く)×5～10%(雇用数による)の補助 限度額：1 億円(改修は 2,000 万円) ○土地家屋賃借奨励金 土地家屋の賃借料×25%(3 年間) 限度額：1,000 万円/年(3 年間 3,000 万円) ○雇用奨励金 新規雇用 1 人あたり正規雇用者 50 万円 短時間労働者 25 万円の奨励金 限度額：5,000 万円 【連絡先】島原市産業政策課 TEL 0957-68-1111
諫早市	●諫早市工場等設置奨励制度 ①企業誘致促進地区における課税免除 対象要件 1) 企業誘致促進地区(諫早中核工業団地外 43ヶ所) 2) 投下固定資産額 3,000 万円超 ②奨励金 対象要件 1) 企業誘致促進地区以外 2) 投下固定資産額 3,000 万円超 かつ 新規雇用者 5 人以上(市内立地後 5 年以内の場合) 新規雇用者 10 人以上(市内立地後 5 年未満の場合) ①固定資産税の課税免除(3 年間) 限度額なし ※事業に要する部分のみ ②固定資産税相当額を奨励金として交付(3 年間) 限度額 2,500 万円/年度 ※事業に要する部分のみ 【連絡先】諫早市商工振興部産業誘致課 TEL 0957-22-2649
大村市	●大村市企業立地奨励補助金 ①施設等整備奨励補助金 投下固定資産総額 1000 万円以上(土地代を除く)で新規地元雇用者 5 人以上 ※1 年間の雇用実績要 ②雇用奨励補助金 新規地元雇用者 10 人以上(但しコールセンターは 20 人以上) ※1 年間の雇用実績要 ①投下固定資産総額(土地代を除く)の 10% 雇用者数による限度額 雇用者数 5 人～9 人最高 500 万円/雇用者数 10 人以上最高 1000 万円 ②1 人につき 25 万円(正社員)(期限付等 10 万円) 限度額 1000 万円 【連絡先】大村市商工観光部企業立地推進室 TEL 0957-53-5905
平戸市	●平戸市情報通信関連企業立地促進奨励交付金 対象要件 1) 年平均 10 人以上の市民を雇用 ①設備投資費：開設時及び人員増に伴う機械設備購入費の 1/3 ②賃借料：事務所賃借料の 1/8 ③人件費：新規雇用者×15 万円 限度額①+②+③ 3 年間で 3,000 万円 【連絡先】平戸市商工物産課 TEL 0950-22-4111
松浦市	●松浦市企業立地奨励金(情報処理産業奨励金) 対象要件 コールセンター、データセンター等の情報処理を行う施設を市内に新設する者で、操業開始から 3 年以内に市内在住の新規雇用が 20 名以上 ①雇用奨励金：市内在住者の年間平均雇用者数×50 万円(2 年目 3 年目は純増分) 限度額：3 年間で 3,000 万円 【連絡先】松浦市商工振興課企業対策室 TEL 0956-72-1111
対馬市	●情報処理サービス業の支援制度 対象要件 新規常用雇用者 25 名以上 奨励措置 ①雇用奨励金 事業を開始したと認めた日から引き続き 1 年以上雇用されている新規常用雇用者に 1 回限り(2 年目、3 年目は、対前年比純増人数分対象) 正社員 20 万円/人、パートタイマー等 10 万円 限度額：1,000 万円 ②事務所賃借料奨励金 実支出額の 1/5 以内(3 ヶ年) ③設備整備奨励金 改修費の実支出額の 1/5 以内(1 回限り) 【連絡先】対馬市観光交流商工部観光商工課 TEL 0920-53-6111
壱岐市	●壱岐市企業立地促進事業 ①コールセンター又はデータセンター ・新規雇用者及び派遣社員 15 名以上 ②ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業 ・新規雇用者及び派遣社員 5 名以上 ①の場合 ○人件費：15 万円/人(3 年間、限度額 1,500 万円)、○賃借料：賃借料の 1/8(3 年間)、4 年目から 1/2(市有建物に限る)、○設備投資：改築費 5,000 円/㎡と実額の少ない方、限度額：3 年間の総額 3,000 万円以内 ②の場合 人件費：新規雇用者数×2 万円/月(3 年間、限度額 1,500 万円)、○賃借料：事業所等の賃借料の 1/2(3 年間)、4 年目から 1/2(市有建物に限る)、○設備投資：改築費 5,000 円/㎡と実額の少ない方、限度額：3 年間の総額 2,000 万円以内 ③その他共通 ○賃借料(住居賃借料)1/2 助成 月額 5 万円×12 ヶ月限度(高熱水費・共益費含まず)2 名まで ⑤2) 社用車リース代助成(1/2)1 台限り、月額 1 万円限度 3 年間 【連絡先】壱岐市観光商工課 TEL 0920-48-1135

●長崎県のオフィスビル「クレインハーバー長崎ビル」

企業誘致の受け皿として整備したオフィスビルです。災害時の BCP 対応機能も充実。



エントランスホール

- ハイサイドライトと地窓による自然採光
- 長崎県産の木材をキーマテリアルとし、来訪者を優しく迎える空間を整備しました。



執務スペース

- 室内に独立柱を設けない「ロングスパン構造フレーム」
- 1フロアの貸室専用面積が 340 坪
- OAフロア面から 2.8mの天井高



執務スペース(コーナー部)

- コーナー部に柱を設けず、長崎港を一望できます。

- 名称：クレインハーバー長崎ビル
- 所在地：長崎市出島町 1-41 ●竣工：2017 年 12 月 15 日
- フロア構成：[1 階] エントランス、駐車場 [2～6 階] オフィスフロア
- 面積：1フロア 約 340 坪(柱レス構造) ●非常用発電完備(専用部、共用部)
- 【賃貸料】●賃料：11,000 円/坪・月(税抜) ●共益費：2,000 円/坪・月(税抜)
- 【入居条件】●長崎県・長崎市と立地協定を締結する企業 等



公益財団法人 長崎県産業振興財団
お問い合わせ先
TEL 095-820-8890 (企業誘致推進本部)

五島市	●五島市企業立地及び雇用促進条例	
	対象要件 1) 新規雇用者 5 人以上（うち正規雇用者 3 人以上）	① 固定資産税課税免除又は固定資産税相当額の助成金（3 年間） ② 新規雇用 1 人につき次の金額を 3 年間交付（限度額 2,000 万円） ・ 正規雇用 50 万円、非正規雇用 25 万円、新卒正規雇用 60 万円、新卒非正規雇用 30 万円
【連絡先】五島市商工雇用政策課 TEL 0959-72-7862		
雲仙市	●雲仙市工場等設置奨励に関する条例	
	① 固定資産税課税免除 1) 投下固定資産額 2 億円以上（償却資産除く） 2) 新規雇用者 10 人以上 ② 固定資産税課税免除 1) 投下固定資産額 2,700 万円以上 2) 新規雇用者 10 名以上（新設）、5 名以上（増設） ③ 工場等施設整備奨励金 1) 投下固定資産額（土地代除く）5 千万円以上 2) 新規雇用者 5 人以上 ④ 工場等立地奨励金 1) 投下固定資産額 2,700 万円以上 2) 新規雇用者 10 人以上 ⑤ 雇用奨励金 1) 投下固定資産額（土地代除く）1 億円以上かつ新規雇用者 10 人以上又は 2) 新規雇用者 20 人以上	① 固定資産税課税免除 ② 固定資産税課税免除（千々石町、小浜町、南串山町のみ）又は不均一課税（国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町） ③ 工場等施設整備奨励金（3 年に分けて支給 限度額：2 億円） 投下固定資産総額 × 支給率（新規雇用人数により 5%～10%） ④ 工場等立地奨励金（3 年間支給） ②により不均一課税対象となった分の納税額相当額 ⑤ 雇用奨励金 1) 30 万円 / 人（非正規雇用は 15 万円） 2) 20 万円 / 人（非正規雇用は 10 万円） 限度額 5,000 万円
【連絡先】雲仙市産業部商工労政課 TEL 0957-38-3111		
南島原市	●南島原市企業等設置奨励条例	
	対象要件 1) 投下固定資産額 300 万円以上 2) 新規雇用者 3 人以上	① 設備投資費：投下固定資産総額（リースを除く）の 6%～12% ② 通信費：事業の用に供する通信費の 25% ③ 賃借料：事務所賃借料の 25% ④ 人件費：新規雇用者 × 30 万円 限度額 ① 3 年間で 2 億円 ② 3 年間で 1,000 万円 ③ 3 年間で 4,000 万円 ④ 1 人 1 回限り 5,000 万円
南島原市企画振興部商工観光課 TEL 0957-73-6632		
新上五島町	●新上五島町情報通信関連企業立地促進補助金	
	対象要件 1) 新規雇用者及び派遣社員 25 人以上	① 人件費：15 万円 / 人 限度額：1,000 万円（3 年間）
【連絡先】新上五島町総合政策課 TEL 0959-53-1113		
熊本県	●産業支援サービス業等立地促進補助金制度	
	補助要件（コールセンター等の要件） ・ 対象：県内に広域的業務拠点施設等に係る事業所を新設又は増設する企業 ・ 投下固定資産額と投下リース資産額の合計：3 千万円以上 ※ 人口減少市町村に立地する場合は 1 千万円以上 ※ 過疎、離島、半島地域に立地する場合であって、知事が特に必要と認める場合は 100 万円以上 ・ 県民の新規常用雇用者数：50 人以上（広域的業務拠点施設） ※ 人口減少市町村に立地する場合は 5 人以上 ・ 立地協定：県または県が立会人となって市町との間で立地協定を締結・操業開始：立地協定から 1 年以内（建物の新設を行う場合は 5 年以内、増設の場合は 3 年以内）に操業を開始。ただし、県南地域等の産業支援サービス業等誘致推進市町村内に立地される場合は 3 年以内（建物の新設を行う場合は 5 年以内）に操業を開始。 ※ 広域的業務拠点施設：複数の県の区域に係る業務を処理するために設置される支店、支社、コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンター、ファイナンスセンター等で、知事が認めるもの。 ※ 人口減少市町村：熊本市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、嘉島町を除く市町村 ※ 県南地域等の産業支援サービス業等誘致推進市町村：県南地域等の 33 市町村のうち投下固定資産額及び投下リース資産額並びに新規雇用者に対して県と同等程度の補助額を交付する補助制度を有する市町村。	補助対象経費及び補助額 1) 投下固定資産額及び投下リース資産額の合計 × 10% ※ 県南地域等の産業支援サービス業等誘致推進市町村内に立地された場合は投下固定資産額及び投下リース資産額の合計 × 1/3 2) 事業所の年間賃借額 × 1/2（操業から 4 年間） ※ 3.3 ㎡当たり月額 1 万円を上限とし、1 年間の補助額は 1 千万円を上限 3) 事業の用に供する専用通信回線使用料 × 1/2（操業から 4 年間） 4) 新規雇用者数 × 10 万円（操業から 3 年間） ※ 過疎、離島、半島地域に立地する場合は 1.5 倍 補助限度額：5 億円（広域的業務拠点施設）
【連絡先】熊本県商工観光労働部新産業振興局企業立地課 TEL 096-333-2328		
熊本市	●熊本市企業立地促進条例に基づく優遇制度	
	対象者：市内に事業所を新設・増設する企業 ・ 常用従業員（※1）の増加 ① 事務センター、情報処理・提供サービス業 30 人以上（増設の場合 20 人以上） ② コールセンター 50 人以上（増設の場合 20 人以上） ③ 上記以外 5 人以上（増設の場合も 5 人以上）	（新設・増設） 1. 用地取得等補助金 ・ 土地取得費の 15%（★ 10%） ・ 賃料（土地・建物）3 年間分の 1/2（★ 1/3） ※ 敷金、共益費等を除く 【限度額】 6,000 万円（年間 2,000 万円）（★ 3,000 万円（年間 1,000 万円）） 2. 設備投資補助金 ・ 投下固定資産（建物、償却資産）取得額の 9～10%（★ 4～5%） ※ 投下固定資産取得額の合計が 1 億円（大企業の場合は 3 億円）以上の場合で、建物建設又は取得する場合に限る 3. 雇用促進補助金 新規等常用従業員（※2）1 人につき ① 正社員 100 万円 ② 転換正社員 60 万円 ③ 正社員以外 10 万円（注）①②の合計が 20 人未満の場合は▲ 20 万円 4. クラウドサービス支援補助金 ・ クラウドサービス利用に係る経費の 1/3 を 3 年間分 ※ トータル経費が 300 万円未満の場合は対象外 【限度額】 1,000 万円 【限度額】（全体）3 億円（建物取得の場合は 5 億円） ★ 補助対象正社員数が 5 人未満の場合 ※1 常用従業員 指定対象施設での就労に従事し、次のいずれの要件も満たす者 ・ 健康保険及び厚生年金保険の被保険者であること ・ 派遣労働者又は対象事業者以外の事業者からの出向者等でないこと ※2 新規等常用従業員 ※ 1 のうち、以下のいずれかに該当し、補助金申請日時点において、指定対象施設での就労期間と本市内に住所を有する期間がいずれも 1 年以上である者 ・ 指定申請日以後に指定対象施設で就労させるために新たに雇入れた者 ・ 本市外の施設等から指定対象施設で就労するために転入してきた者 ・ 指定申請日以後に正社員に昇格した者
【連絡先】熊本市産業振興課企業立地推進室 TEL 096-328-2386 熊本市東京事務所 TEL03-3262-3840 http://higo-rich.jp/ 熊本市企業立地ガイド		
八代市	●八代市情報通信関連企業立地促進補助金（～平成 32 年度）	
	【対象業種】 ・ 通信業 ・ 情報サービス業 ・ インターネット付随サービス業 ・ コールセンター事業 【奨励措置（適用工場などの指定）の要件】 投下固定資産額：300 万円以上 新規雇用者数：3 人以上（市内に住所を有する者）	補助対象経費及び補助額 1) 投下固定資産額の合計 × 1/3 2) 事業所の年間賃借額 × 1/2（操業から 3 年間） 3) クラウドサービス利用料 × 1/2（操業から 3 年間） 4-1) 新規雇用者数 × 30 万円 ※ 正規雇用者（操業から 3 年間） 4-2) 新規雇用者数 × 15 万円 ※ 非正規雇用者（操業から 3 年間）
【連絡先】八代市商工政策課 TEL 0965-33-8513 http://www.city.yatsushiro.lg.jp/		

山鹿市	●山鹿市工場等設置奨励条例に基づく優遇制度	
	対象要件 情報サービス業 建物、機械装置、備品（土地を除く）などの取得価格の合計額が、 ①新設は、5,000 万円を超えること ②増設は、2,000 万円を超えること	①工場等設置奨励金（3 年間） 1 年目：固定資産税額の 100% 2 年目：固定資産税額の 80% 3 年目：固定資産税額の 60% ②雇用奨励金 市内に住所を有する人を操業のため新たに雇用し、かつ、操業の開始の日から 1 年以上引き続き常時雇用した場合、一人当たり 30 万円、1,500 万円を限度。（単価、上限の引き上げは H 31 年度までの時限措置）
【連絡先】山鹿市経済部商工観光課（企業誘致推進室） TEL 0968-43-1579 http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/ 農林業・商工業→商工業→商工業支援制度の「工場等設置の優遇制度」		
宇土市	●宇土市企業振興促進条例 及び 宇土市企業立地特別奨励金条例	
	対象要件：情報サービス業 ①投下固定資産総額：3 億円以上 新規雇用：5 人以上 ②投下固定資産総額：1,000 万円以上 新規雇用：新設 5 人以上、増設 3 人以上 ③投下固定資産総額：3 億円以上 用地取得面積：5,000 m²以上 新規雇用：5 人以上 操業開始：3 年以内	①固定資産税の課税免除：3 年間、その後 3 年間 50% 2 分の 1 の額 ②固定資産税に対する奨励金 初年度：固定資産税額の 75% 交付 100 分の 75 の額 2 年度：固定資産税額の 50% 交付 100 分の 50 の額 3 年度：固定資産税額の 25% 交付 100 分の 25 の額 ③用地取得価格の 20% の額（上限 3 億円） 給水装置の加入金相当額交付 ○雇用促進奨励金 事業開始に伴い、市内に住所を有する人を新規に雇用し、1 年以上引き続き常時雇用した場合、一人当たり 30 万円（上限 1,000 万円） ○研修経費補助金 操業日より前に研修を実施する場合で、研修に要した経費の 2 分 1 以内半分（上限 100 万円）の額を交付
【連絡先】宇土市企画課企画政策係 TEL 0964 - 22 - 1111（宇土市企業立地ガイド）http://uto-kaihatsu.jp/index.htm		
大分県	●大分県オフィス系企業誘致促進補助金	
	【補助対象要件】 ・新規地元雇用者数 30 人以上 ・BPO、コールセンター業	【補助対象経費及び補助額（①+②+③+④）】 ①雇用奨励：@ 20 万円（中核市@ 10 万円）× 新規雇用者数（3 年間） ②設備投資助成：投下固定資産額 × 10% ③スタートアップ支援：業務システム使用料 × 10%（3 年間） 専用通信回線使用料 × 1/2（3 年間） オフィス賃料 × 1/3（3 年間） ④人材育成支援：出張費相当（定額 3 年間）
【連絡先】大分県企業立地推進課 TEL 097-506-3246 http://www.ritti-oita.jp/		
大分市	●大分市情報通信関連産業支援事業補助金	
	【補助対象要件】 ・新規雇用者 30 人以上 （コールセンター業）	【補助金額（限度額：2 億 8 千万円（3 年間の合計））】 ・土地・建物取得費 × 5% ・投下固定資産額 × 5% ・新規雇用者数（正規）× 50 万円（3 年間） ・新規雇用者数（非正規、パート）× 3 万円（3 年間） ・オフィス賃借料 × 1/3（1 年間） ・通信回線使用料（従量分）× 1/2（3 年間）（限度額：2,100 万円） ・業務システム使用料 × 5%（3 年間） ・ファイナンスリースによる物件取得費 × 5%
【連絡先】大分市 創業経営支援課 TEL 097-537-7014		
別府市	●別府市オフィス系企業誘致促進補助金	
	【補助対象要件】 ・BPO・コールセンター業 ・新規雇用者 10 名以上	【補助対象経費及び補助額】 ①新規雇用者（住民に限る）正社員 × 20 万円・非正規社員（雇用保険被保険者）× 5 万円（3 年間） ②事業所の賃借に要した実支出額 × 1/3 限度額 200 万円 / 年（3 年間） ③投下固定資産額 × 1/10（限度額 200 万円） ④業務システム（ASP 等）使用料 × 1/10 限度額 200 万円 / 年（3 年間） ⑤通信回線使用料 × 1/3 限度額 200 万円 / 年（3 年間）
【連絡先】別府市 産業政策課 TEL:0977-21-1132 FAX:0977-23-0552 Mail:cin-te@city.beppu.lg.jp		
中津市	●中津市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】 ＜＜新設＞＞ ・雇用従業者 10 人以上（市内在住・転勤者可・短時間労働者可） ＜＜増設＞＞ ・雇用従業者 5 人以上（市内在住・転勤者可・短時間労働者可）	【補助対象経費及び補助額】 ①新規雇用従業者 × 20 万円（市内在住・短時間労働者可） 限度額 2,000 万円 ②土地及び建物賃借料の 1/2 限度額 300 万円 / 年（3 年間）
【連絡先】中津市 企業誘致・港湾課 TEL 0979-22-1111（内線 422・423）		
日田市	●日田市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】（新設） ・5 人以上の新規雇用者を創出していること。 ・取得日から 3 年以内に事業所の設置に着手し、5 年以内に操業開始していること。ただし、賃借の場合は契約開始日から 2 年以内に操業開始していること。 ・過去 3 年度間、公租公課の滞納がないこと。	【補助対象経費及び補助額】 ①不均一課税 固定資産税に対する不均一課税（5 年間） ②人件費 新規雇用者数 × 20 万円（限度額：2,000 万円） ③取得した土地の設備投資額 × 20/100（限度額：5,000 万円） 取得した家屋及び償却資産の設備投資額 × 3/100（限度額：5,000 万円） ④賃賃料（3 年間助成） 土地及び建物等の賃借料 × 1/2（限度額：500 万円 / 年） ⑤通信費等（3 年間助成） 通信回線使用料等の助成 1/3（限度額：100 万円 / 年）
【連絡先】日田市商工観光部 企業立地推進室 TEL 0973-22-8313 http://www.city.hita.oita.jp/		
佐伯市	●佐伯市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】 ・投資額 2,500 万円以上（土地代除く） ・雇用者（市内在住）の増があること ・公害防止措置の実施	【補助対象経費及び補助額】 ①固定資産税の 25%～100%（3 年間）限度額：なし ②都市計画税相当額（3 年間） 限度額：なし 以下、雇用増 5 人以上の場合 ③投資額 × 5% 限度額：1,000 万円（5 人～） 3,000 万円（20 人～）（雇用予定数に応じて変わる） ④新規雇用者 × 20 万円 限度額：2,000 万円 ⑤用地取得費 × 50% 限度額：1,000 万円（5 人～） 5,000 万円（20 人～）（雇用予定数に応じて変わる） ※ 開発研究機関については上乗せ助成あり
津久見市	●情報通信関連企業立地促進補助金	
	【補助対象要件】 ・新規雇用 5 人以上	【補助対象経費及び補助額】 ①回線使用料（年間使用料の 1/2）3 年間 ②借室料（年間借室料の 1/2）3 年間 上記①、②に対する（合計）補助金の限度額 新規雇用 5 人以上、限度額 250 万円 新規雇用 10 人以上、限度額 500 万円 新規雇用 20 人以上、限度額 1,000 万円
【連絡先】佐伯市商工振興課（企業誘致係）TEL 0972-23-3943 http://www.city.saiki.oita.jp/syoukou/index.htm		
津久見市	●津久見市企業立地促進条例	
	【補助対象要件（設備投資助成金）】 ・設備投資額と用地取得費の合計が 2,700 万円以上（個人事業主の場合は 500 万円以上） ・新規雇用者（1 年以上の継続雇用）が 3 人以上（個人事業主の場合は 1 人以上） 【補助対象要件（雇用促進助成金）】 ・事業所立地に伴う平成 30 年 4 月 1 日以降の新規雇用（市内在住かつ 1 年以上の継続雇用） ※ 従前（操業開始前 6 月時点）の従業者数からの増加分であること（同一事業所内での配置換え、関連会社からの雇用、代表権を持つ会社役員及び短時間労働者を除く）	【補助対象経費及び補助額】 ①設備投資額 × 5% × 3 年間（限度額 300 万円 / 年） ※ 用地取得費は対象としない ※ 津久見市企業立地促進条例全体における 1 事業所あたりの限度額は 500 万円 / 年 【補助対象経費及び補助額】 ①新規雇用者数 × 30 万円 × 3 年間（限度額 300 万円 / 年） ※ 津久見市企業立地促進条例全体における 1 事業所あたりの限度額は 500 万円 / 年
【連絡先】津久見市商工観光・定住推進課（商工観光班）TEL 0972-82-9542		

竹田市	●竹田市企業の育成及び誘致促進条例 【補助対象要件】 ・事業所等用地を新たに取得、かつ事業所等新設、増設、移設し、操業を開始していること ・事業所用地 500㎡以上（情報通信業は 100㎡以上） ・事業所の操業に伴う新規雇用者（市内）が 5 人以上 ・用地取得日から 3 年以内に操業 ・投資額が 2,500 万円以上 ・竹田市環境保全条例に違反していないこと 【補助対象経費及び補助額】 ①固定資産税に対する不均一課税（3 年間） ②用地取得費に対する助成 用地取得費（造成地）×10 分の 3、用地取得費（未造成地）×10 分の 5（限度額 5 人～1,000 万円、20 人～2,000 万円、30 人～3,000 万円、100 人～5,000 万円） ③投資額に対する助成 投資額×100 分の 5（限度額 5 人～500 万円、30 人～1,000 万円） ④新規雇用者に対する助成 新規雇用者数×10 万円 【連絡先】 竹田市企画情報課 農村回帰推進室 TEL：0974-63-4801 アドレス:nousokaiki@city.taketa.lg.jp 竹田市企画情報課 T O P 戦略推進室 TEL：0974-63-4801 アドレス:kikaku@city.taketa.lg.jp
	●新規立地雇用促進奨励金 【対象要件】 ・市内に新規立地 ・操業から 1 年以内に市内に住所を有する者を 5 人以上雇用 【補助対象経費及び補助額】 雇用者 1 人につき 30 万円を交付。 （ただし 1 社につき、上限 450 万円） 【連絡先】 豊後高田市役所商工観光課商工労政係 TEL 0978-22-3100
杵築市	●杵築市コールセンター企業立地促進補助金 【補助対象要件】 <<新設>> ・新規雇用者 10 人以上（市内在住） <<増設又は移設>> ・新規雇用者 5 人以上（市内在住） 【補助対象経費及び補助額】 ①新規雇用者の数に 30 万円を乗じた金額（上限 2,100 万円） ②最大 3 年間、事業所賃料の 50% を補助。（年間上限 300 万円） ※ 但し、賃貸している土地及び建物が杵築市又は杵築市土地開発公社の場合は全額を補助金として交付する 【連絡先】 杵築市商工観光課企業誘致推進室 TEL0978-62-3131
	●豊後大野市企業立地促進条例 【補助対象要件】 ・設備投資・・・5,000 万円以上 ・事業所の操業に伴う新規地元雇用者が 5 人以上 ・土地取得後 1 年以内に着工、3 年以内に運用開始 ・過去 3 年間、公租公課の滞納がないこと 【補助対象経費及び補助額】 ①設備投資額（土地・建物、構築物及び機械設備等）の 100 分の 5（上限 2,000 万円） ②人件費 新規雇用者の数に 10 万円を乗じた額（上限 1,000 万円） ③用地の取得額の 100 分の 5（上限 3,000 万円） ④土地・建物及び償却資産に係る固定資産税額の 100 分の 50 を助成（3 年間） 【連絡先】 大分県豊後大野市 商工観光課 地域経済振興係 TEL：0974-22-1001（内線 2451） アドレス:ny1263@city.bungoono.lg.jp
由布市	●由布市企業立地促進条例 【補助対象要件】 ・設備投資額と用地取得額の合計が 5,000 万円以上（増設は、2,700 万円以上） ・新規雇用者 5 人以上（増設は 1 人以上） 【補助対象経費及び補助額】 ①固定資産税額の 1/2（5 年間） ②設備投資額×5%（限度額 1,000 万円） ③用地取得費×5%（限度額 1,000 万円） ④新規雇用者×20 万円（限度額 1,000 万円） 【連絡先】 由布市総合政策課 TEL 097-582-1111
	●国東市企業立地促進条例 【補助対象要件】 ・青色申告を提出する法人又は個人で事業の用に供する設備及び施設の取得合計額が 5,000 万円以上（増設の場合には 2,700 万円以上） ・新規雇用従業員が 5 人以上（増設の場合には 1 人以上） 【補助対象経費及び補助額】 ①国東市租税特別措置法に基づく、取得した固定資産税のうち事業に係る部分の固定資産税 3 カ年免除 ②新規雇用者奨励金 50 万円×新規雇用者数（1,500 万円を上限とし 1 回限り） ③事業所家賃の半額を補助（3 年間 但し年間 100 万円を上限とする） 【連絡先】 国東市役所 活力創生課 0978-72-5183 http://www.city.kunisaki.oita.jp/
日出町	●日出町企業立地促進条例 【補助対象要件】 ・設備投資額 5,000 万円以上（製造業以外は 2,000 万円以上）（増設の場合は 2,000 万円以上） ・新規雇用者 5 人以上（増設は 3 人以上） 【補助対象経費及び補助額】 ①固定資産税の 100 分の 50 を補助（3 年間） ②用地取得費の 100 分の 20 を補助（上限 2,000 万円） ③建物等の賃借料の 100 分の 30 を補助（年度あたり 200 万円、36 月分、合計 600 万円が上限） 【連絡先】 日出町 商工観光課 電話 0977-73-3158
	●九重町の立地企業に対する優遇措置等 【補助対象要件】 ・大分県基本計画に規定する業種 ・投資額 1 億円以上（増設は 2,500 万円以上） ・新規雇用者数 5 人以上（増設は 1 人以上） ・土地取得後 1 年以内の着工（増設は 2 年以内） 【補助対象経費及び補助額】 ①固定資産税額相当（3 年間、限度額なし） ②新規雇用者数×5 万円（限度額 500 万円） ③用地取得費×10%（限度額 3,000 万円） ④ケーブルテレビ引込工事費・加入金・使用料の免除（1 回線、工事費、加入金は 1 回、使用料は 3 年間） 【連絡先】 九重町商工観光・自然環境課 商工グループ 電話：0973-76-3150 FAX：0973-76-2247
宮崎県	●企業立地促進補助金 対象要件 ①一般案件（新設）：新規県内雇用者 6 人以上 ②一般案件（増設）：新規県内雇用者 11 人以上、コールセンターは 51 名以上 ③大規模立地企業：新規県内雇用者 301 人以上、かつ投資額 1 億円超 ④困難地域 ※1 立地案件：新規県内雇用者 3 人以上 ※1 平成 30 年 4 月 1 日現在の対象自治体は西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町の 7 町村 【補助対象経費及び補助額】 ①雇用割：新規雇用者 1 人当たり 60 万円、投資割：投資額の 8% 限度額：5 億円 ②雇用割：新規雇用者 1 人当たり 20 万円、投資割：投資額の 2% 限度額：2.5 億円 ③雇用割：新規雇用者 1 人当たり 60 万円、投資割：投資額の 8% 限度額：8 億円 ④雇用割：新規雇用者 1 人当たり 100 万円、投資割：投資額の 8% 限度額：5 億円 ※1～④共通：通信回線等使用料の 50% ※2、施設整備費の 1/3 ※3 を補助 ※2 ①②④は年間限度額 2,000 万円×3 年間、③は年間限度額 2,000 万円×5 年間 ※3 既存施設に入居して改装等、操業の基盤となる設備に要する経費が対象（1㎡あたり 25,000 円を限度。ただし 25,000 円を上回った部分については投資割の対象として算定。） ⑤のみ：オフィス賃料の 1/2 を補助（限度額 1 坪あたり 1 万円×3 年間） 【雇用者割加算】 特定団地（宮崎フリーウェイ工業団地（高原町））、指定地域（宮崎県中山間条例において定められた地域）、重点分野（ICT を活用して本県産業構造の高度化や他産業に大きな技術波及をもたらし情報サービス産業）に該当した場合は、雇用者割加算としてそれぞれ 10 万円が上乗せされる。ただし、④のみ指定地域における加算はなし。 【連絡先】 宮崎県商工観光労働部企業立地推進局企業立地課 TEL 0985-26-7096 http://www.miyazaki-investment.com/
	●企業立地奨励制度 （対象要件） 助成対象雇用者 6 人以上 ※ 助成対象雇用者 操業開始日の前後それぞれ 1 年以内に新たに雇用された者で以下の全ての条件を満たすもの。 ①雇用契約上の就業場所が宮崎市内であること。 ②申請時点で雇用保険加入後、継続 1 年超の実績が確認できること。 ③申請時点で雇用が継続していること。 【立地企業助成金】 ①無期契約の助成対象雇用者 1 人当たり 40 万円、中心市街地加算（※ 1）該当で 10 万円加算、U I J ターン者加算（※ 2）該当で 10 万円加算。 ②有期契約の助成対象雇用者 1 人当たり 10 万円、中心市街地加算該当で 5 万円加算、U I J ターン者加算該当で 5 万円加算。 限度額：上記①と②の合計で 1 億円。 ※ 1：中心市街地加算 中心市街地に立地する企業に対する加算。 ※ 2：U I J ターン者加算 雇用に伴って県外から移住した助成対象雇用者に対する加算。 【オフィス等賃借助成金】 賃借料一月分の 1/2（100 万円まで）を 24 カ月分助成。 ※ 増設指定の場合は増設面積分のみ。 【連絡先】 宮崎県商工観光労働部戦略局工業政策課企業立地係 TEL 0985-21-1793 http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/location/selling_point/1515.html ※ 宮崎市の企業誘致のページ

延岡市	●企業立地促進条例等 対象要件 新規雇用者数 中小企業 5 人以上 大企業 10 人以上 ①雇用促進奨励金 新規雇用者 1 人当たり 20 万円 延岡駅周辺へ立地した場合、1 人当たり 60 万円 ※ 延岡市民であること及び新規雇用者を 1 年以上雇用した場合に限る。 ②通信回線使用料助成金 年間使用料の 80% を 3 年間（県の制度併用の場合、県の助成額を控除した額。 （限度額 500 万円 / 年） ③通信回線設置費助成金 専用通信回線等の設置費（限度額 10 万円。1 回限り） ④固定資産税 3 年間課税免除 ⑤賃貸施設整備助成金（新規雇用 30 人以上の場合） （1）賃貸施設新設費用の 50% 限度額 1.5 億円（5 ヶ年に分割して交付） ※ 自社と同一施設において、自社以外の情報処理サービス業または情報提供サービス業を行う者に供するために賃オフィスを新設（新築）した場合に交付。 一定の基準を満たす賃オフィスに限る。 ⑥施設整備助成金（延岡駅周辺に立地の場合。それ以外は減額での助成。） 施設改修 費用の 2/3（上限 2.5 万円 / m²、限度額 1,000 万円 （施設改修費と備品購入の合計） 備品購入 費用の 20%（限度額 1,000 万円（施設改修費と備品購入の合計） 開設準備 費用の 80%（限度額 100 万円、広告費、人材育成費用等が対象） ⑦賃料助成金（延岡駅周辺に立地の場合。それ以外は減額での助成。） 家賃 賃料の 50%（3 年間、限度額 30 万円 / 月（家賃と備品の賃料の合計） 備品 賃料の 20%（3 年間、限度額 30 万円 / 月（家賃と備品の賃料の合計） ※ 新規雇用者 30 名以上の場合には限度額 100 万円 / 月 【連絡先】延岡市商工観光部工業振興課企業立地係 TEL0982-22-7035 http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/display.php?clst=301
都城市	●企業立地奨励制度 対象要件 新規雇用 5 人以上 ①固定資産税 3 年間課税免除 ②雇用奨励金 【雇用増加 100 人未満】新規雇用者 1 人当たり 30 万円（限度額 3,000 万円） 【雇用増加 100 人以上】新規雇用者 1 人当たり 40 万円（限度額 4,000 万円） ③賃料補助金 【雇用増加 100 人未満】年間賃料の 50%（2 年間、限度額 100 万円 / 月） 【雇用増加 100 人以上】年間賃料の 50%（3 年間、限度額なし） ④通信回線使用料補助金 【雇用増加 30 人以上】通信回線年間使用料の 80% （県の制度を併用する場合は 50%） （3 年間、限度額 500 万円 / 年） ⑤施設整備補助金 【雇用増加 30 人以上】施設設備費の 25% （限度額 1,000 万円） （限度額 25,000 円 / m²） 【連絡先】都城市商工観光部企業立地推進室企業立地担当 TEL 0986-23-2753 http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/mkj/business/index.html
日向市	●企業立地促進条例奨励措置 対象要件 ①新規雇用 5 人以上 ②投下固定資産総額 5,000 万円以上 ①固定資産税 3 年間課税免除 ②雇用促進奨励金 新規雇用者 1 人当たり 20 万円（限度額 2,000 万円） ※ 雇用は日向市民に限る ③大規模雇用促進奨励金 操業開始後 5 年間で 100 名以上の新規雇用の場合 50 万円 / 人 + 投資額 × 20%（限度額は雇用促進奨励金との合計 1 億円） ④用地取得助成金 1,000 m²以上の取得費の 30%（限度額 1 億円、1 回限り） ⑤用地賃借料助成金 賃借料の 50%（5 年間、限度額 500 万円 / 年） ⑥オフィス賃借料助成金 賃借料の 50%（5 年間、限度額 1,000 万円 / 年） ⑦通信回線使用料助成金 年間使用料の 80%、県の制度併用の場合 50% （3 年間、限度額 500 万円 / 年） ⑧通信回線設置費助成金 専用通信回線等の設置に係る費用（限度額 10 万円、1 回限り） ⑨オフィス等施設整備助成金 整備費の 2/3（限度額 5 万円 / m²、3,000 万円、1 回限り） ※ 固定資産総額の要件を満たさない場合・・・2、6～9 適用有 【連絡先】日向市商工観光部商工港湾課港湾企業立地係 TEL0982-66-1025 https://www.hyugacity.jp/display.php?slst=0017
日南市	●企業立地促進条例 対象要件 ①新設・増設：新規雇用 3 人以上 ①固定資産税 5 年間課税免除 ②雇用促進奨励金 （1）新規雇用者 20 人以下の場合 1 人当たり 30 万円（障がい者は 1.5 倍の額） （2）新規雇用者 21 人以上の場合 1 人当たり 36 万円（障がい者は 1.5 倍の額） ※ 対象は日南市民のみ、1 人 1 回に限る （限度額：1 億円） ③企業立地助成金 （1）用地取得費の 1/4（限度額 2,000 万円） （2）施設整備費総額の 1/2（限度額 1,000 万円） ※ 条件…市長と企業立地協定を締結した者で、市に対し特に貢献等の認められる者 ④高速通信回線使用料補助金 高速通信回線年間使用料の 80%、県の制度併用の場合は 50% （3 年間、限度額 500 万円 / 年） ⑤賃料補助金 （1）新規雇用 3 人以上 29 人以下の場合、賃料の 50%（5 年間、限度額 20 万円 / 月） （2）新規雇用 30 人以上の場合、賃料の 50%（5 年間、限度額 50 万円 / 月） ⑥施設整備補助金 施設改修整備費の 2/3（限度額 1 m²当たり 3 万円） ※ 内装等の回収が対象 ⑦開設補助金 開設準備の旅費及び募集経費の 80%（限度額 80 万円） ※ 県外の交通費は除く。 ⑧人材育成費補助金 人材育成費の 80%（限度額 1 人当たり 25 万円） ※ 本社への新規雇用者の研修も該当。社内講師及び新規雇用者が対象 【連絡先】日南市商工・マーケティング課商工係 TEL0987-31-1169 http://www.city.nichinan.lg.jp/

小林市	●企業立地促進条例 ●企業立地助成制度	
	対象要件 ①新規雇用 5 人以上	①固定資産税 3 年間課税免除 ②雇用促進助成金 新規雇用 1 人当たり 20 万円（小林市民のみ、短時間従業員の場合は 1 人当たり 10 万円） ③設備投資助成金 固定資産税相当額の 2 年間分 ④賃借料助成金 用地・建物賃借料 / 月 × 12 月（3 年間、限度額 30 万円 / 月） ⑤通信回線使用料助成金 専用通信回線年間使用料の 80%（3 年間、限度額 500 万円） ⑥施設整備助成金 施設改修整備費の 50%（1 回限り、限度額 1,000 万円）
【連絡先】小林市土木部商工観光課商工観光グループ TEL0984-23-1174 http://www.city.kobayashi.lg.jp/		
串間市	●企業立地促進条例 ●企業立地促進優遇制度	
	対象要件 ①新設：新規雇用 3 人以上 ②増設：新規雇用 2 人以上	①固定資産税 3 年間課税免除 ②雇用促進助成金 1 人 30 万円、身障者 40 万円（限度額 1 億円） ③用地取得費補助 取得費の 30%（限度額 2,000 万円） ④施設整備費補助 ・新規雇用 15 人未満の場合 整備費の 50%（限度額 3,000 万円。ただし、整備等に要した経費の 2 分の 1 を市内事業者が受注した場合、限度額 5,000 万円） ・新規雇用 15 人以上の場合 整備費の 50%（限度額 7,000 万円。ただし、整備等に要した経費の 2 分の 1 を市内事業者が受注した場合、限度額 1 億円） ⑤オフィス等の賃借料補助 限度額 20 万円 / 月（3 年間） ⑥機械設備等移設助成金 機械設備移設経費の 50%（限度額 2,000 万円） ⑦社員寮賃借料助成金 1 年以上賃借契約している、月額 3 万円以上の市内にある住宅等及び社員寮賃借料の 30%（限度額 150 万円 / 年、但し 1 戸 20 万円、2 年間） ⑧専用通信回線使用料助成金 専用通信回線使用料の 80%（限度額 500 万円 / 年、3 年間） ⑨専用通信回線設置助成金 限度額 10 万円
【連絡先】串間市商工観光スポーツランド推進課商工係 TEL0987-72-1111 http://www.city.kushima.lg.jp/main/business/cat4/cat2808/post-90.html		
鹿児島県 鹿児島市	●鹿児島市企業立地促進補助金	
	新規雇用者 30 人以上 （中心市街地に立地する場合は 11 人以上） ※ コールセンターについては、受信業務を行うインバウンドコールセンター等を対象。 ※ 新規雇用者の人数要件は、かこしま連携中枢都市圏構成市（鹿児島市、いちき串木野市、日置市、姶良市）の市民が対象になります。ただし、人数要件の過半数は鹿児島市民であることが必要です。	①新規雇用者数 × 50 万円（障害者：100 万円）（3 年間） ②設備投資額 × 2%（初年度のみ） ③固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額 × 50%（3 年間） ④オフィス賃借料 × 50%（3 年間） ⑤通信回線使用料 × 50%（3 年間） 限度額：2,000 万円（700 万円 / 年） ⑥研修費 × 50%（3 年間） 限度額：2,000 万円（700 万円 / 年） ⑦企業内託児所運営費等 × 50%（3 年間） 限度額：2,000 万円（700 万円 / 年） ※ ①、②、③、④、⑤の合計額の限度額は 3 億円 ※ ①は、非正規雇用（フルタイム）は 30 万円（障害者：60 万円）、短時間勤務は 15 万円（障害者：30 万円）。また、2 年目及び 3 年目については前年より 30 人（中心市街地に立地する場合は 11 人）以上増えた場合（過半数は鹿児島市民であることが必要）に限り、増員分を補助
【連絡先】鹿児島市産業局産業振興部産業創出課企業立地係 TEL099-216-1314 http://www.city.kagoshima.lg.jp/rich/index.html		
薩摩川内市	●企業立地支援補助金（随時、相談受付中）	
	1. 補助対象業種：情報サービス業、製造業、鉱業、研究開発施設、流通業、 2. 補助要件（操業開始時期）： ①用地取得費補助を受ける場合 用地取得から 5 年以内 ②施設設備費補助を受ける場合 施設取得から 2 年以内 ③賃借費補助を受ける場合 賃借開始から 2 年以内 ※ 上記①～③の中から 1 つを選択する。 3. 新規雇用者数 操業 1 年以内に 3 ヶ月連続雇用されている新規雇用者数が新設・増設・移転ともに 5 人以上 40 その他の助成制度 ①国の企業立地に対する優遇制度を別途申請可能。	1. 助成の内容 ①用地取得費補助（土地） 新設 5/10 増設・移転 3/10 （造成費・解体費を含みます。） 限度額（操業 1 年以内の新規雇用者数） 5 ～ 19 人…3,000 万円、20 ～ 29 人…5,000 万円、30 人以上…1 億円 ②施設設備費補助（建物設備） 新設 10/100 増設・移転 5/100 （水道施設・光回線設備を含みます。） 限度額（操業 1 年以内の新規雇用者数） 5 ～ 19 人…3,000 万円、20 ～ 29 人…5,000 万円、30 人以上…1 億円 ③賃借費補助（土地・建物） 新設 5/10 増設・移転 3/10 限度額（操業 1 年以内の新規雇用者数） （操業開始月から 36 ヶ月間、支給する。） 5 ～ 19 人…1,000 万円、 20 ～ 29 人…2,000 万円、30 人以上…3,000 万円 ※ 上記①～③の中から 1 つを選択する。 ④通信費補助 新設 5/10 増設・移転 3/10 限度額（操業 1・2・3 年後の雇用者数） 50 ～ 99 人…1,000 万円 / 年、100 ～ 199 人…2,000 万円 / 年、 200 人以上…3,000 万円 / 年 ※ 最長 3 年間（操業開始月から 36 ヶ月） ※ 情報サービス施設で 50 人以上の新規雇用に限る。 ⑤新規雇用補助金 新規雇用者数 × 30 万円（非正規雇用は 20 万円） ※ 障害者は 10 万円加算 ※ 限度額…1 億円 ※ 操業開始から 1 年後において 6 ヶ月連続雇用され、 かつ連続 6 ヶ月以上の期間市内在住者が対象
【連絡先】鹿児島県 薩摩川内市 商工観光部 商工政策課 企業誘致グループ TEL:0996-22-8115(ガイダンス案内後に内線 4323 を押してください) 薩摩川内市企業誘致 HP アドレス http://kigyo-satsumasendai.jp		
奄美市	●奄美市企業立地等促進条例	
	対象要件 ・新規地元雇用 8 人以上 ・設備投資額 2,000 万円以上	①新規地元雇用者数 × 12 万円（新規雇用者 1 人につき 1 回限り助成）（3 年間） ②オフィス賃借料 × 1/4（3 年間） ③通信回線使用料 × 1/4（3 年間） ④研修費 5 万円 / 人（3 年間） 限度額：① 2 千万円 ※ ②+③+④の合計交付限度額 1 千 5 百万円（1 年間）4 千 5 百万円（3 年間）
	●奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例	
	期限 奄美群島振興開発計画期間内（平成 30 年度まで） 対象要件 ・新規地元雇用 3 人以上 ・設備投資要件なし	①新規地元雇用者数 × 12 万円（新規雇用者 1 人につき 1 回限り助成）（3 年間） ②オフィス賃借料 × 1/10（3 年間） ③通信回線使用料 × 1/10（3 年間） 限度額：① 2 千万円 ※ ②+③の合計交付限度額 150 万円（1 年間）450 万円（3 年間）
【連絡先】奄美市商工観光部商水情報課 TEL 0997-52-1111(内線 1424・1425) http://www.city.amami.lg.jp/		

◆センタースタッフ育成のための専門講座「CCAJ スクール」をご活用ください

各講座の概要・プログラムなどの詳細は、CCAJ スクールホームページまで CCAJ スクール 検索

http://ccaj.or.jp/ccaj_school/index.html

協会日誌

◆委員会報告◆

広報委員会

日時：6 月 8 日（金） 場所：協会会議室 出席者：6 名

【議題】 CCAJ News、2018 年度 各事業活動の報告

【討議概要】 CCAJ News では、2018 年 7 月号掲載の「読者アンケート報告」について、提案・要望に対する回答内容を決定した。「採用難・人手不足対策」をテーマに 2 回に分けて特集し、10 月号で会員の取り組み事例、2019 年 2 月号で行政支援を取り上げる。

事業委員会

日時：6 月 21 日（木） 場所：協会会議室 出席者：10 名

【議題】 CCAJ ガイドブック、CCAJ スタディーツアー（海外視察）、CCAJ スクール

【討議概要】 CCAJ ガイドブックでは特集の取材先等を検討するとともに、生活者のコールセンター利用意識・実態調査では、定点観測する質問項目等を決定した。海外視察ではテーマ・視察先ならびにパンフレット等を確認し、募集開始に向けた準備をすることとした。

情報調査委員会

日時：6 月 22 日（金） 場所：協会会議室 出席者：12 名

【議題】 コールセンター企業実態調査（実態調査）、コンタクトセンター見学会、CCAJ メールニュース

【討議概要】 実態調査では、討議してきた設問の見直しを最終確認し調査票を確定するとともに、名称をコールセンター企業実態調査に変更した。CCAJ メールニュースでは、関連動向・情報と後援・協賛イベント情報のみを掲載することを決定した。

電話勧誘販売などに関する、消費者からの相談などに対応しています。

日本コールセンター協会電話相談室

03-5289-0404 受付時間 10:00～16:00
(土曜・日曜・祝日を除く)

広報委員会

日時：7 月 4 日（水） 場所：協会会議室 出席者：8 名

【議題】 CCAJ News、ニュースリリース、2018 年度 各事業活動の報告

【討議概要】 CCAJ News では、2018 年 8 月・9 月合併号「地方自治体助成制度特集」の進捗を共有した。10 月号の特集「採用難・人手不足対策」の企画コンセプト・取材先候補等を決定し、制作に着手することとした。ニュースリリースの目的・運用等を決定した。

人材育成委員会

日時：7 月 10 日（火） 場所：協会会議室 出席者：10 名

【議題】 AI・デジタルコミュニケーション時代に求められる人材の研究、2018 年度 活動計画と進捗

【討議概要】 AI・デジタルコミュニケーション時代に求められる人材の研究では、顧客体験に関するプレゼンをもとに意見交換した。次回はデジタルコミュニケーションの活用をテーマに、各社の取り組み状況などを情報交換することを決定した。

事業委員会

日時：7 月 13 日（金） 場所：協会会議室 出席者：9 名

【議題】 CCAJ ガイドブック、CCAJ スクール、CCAJ スタディーツアー（海外視察）、コールセンター基礎講座

【討議概要】 CCAJ ガイドブックでは、表紙および特集の取材先や調査項目等を決定し、制作に着手することとした。CCAJ スクールについては、AI、チャットなどの新講座を検討した。海外視察は申込等の進捗、コールセンター基礎講座は 6 月開催の報告を行った。

次号予告

CCAJ News Vol.259 では、特集「採用難・人手不足にどのように向き合うか（仮）」などを掲載する予定です。

※ 掲載内容は変更になる場合があります

CCAJ News Vol.257・8 合併号 (2018 年 8 月発行)

発行：一般社団法人日本コールセンター協会

編集発行人：広報委員長 須藤大輔

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 35 アキヤマビルディング 2

TEL：03-5289-8891 FAX：03-5289-8892 URL：http://ccaj.or.jp

(協会のサイトで本誌のバックナンバーをご覧ください)

CCAJ 発行の各種媒体に広告を掲載しませんか

日本コールセンター協会では、月刊の機関誌「CCAJ News」をはじめとして、毎年 11 月に発行するコールセンター情報誌の「CCAJ ガイドブック Annual Report」、不定期刊行の「CCAJ メールニュース」などの独自媒体を通じて、コールセンター関連情報を発信しています。これらの媒体は、200 社を超える協会会員企業への送付を中

心に、コールセンター関連イベントやフェア、協会主催のセミナー等で広く配布しています。

いずれも広告の掲載が可能です。媒体資料をご用意していますので、お気軽に協会事務局までお問い合わせください。貴社のソリューションやサービス等の告知・PR の場としてぜひご活用ください。